# みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン2

(素案)

令和3年度~令和7年度

令和3年●月

茅ヶ崎市

社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会

本計画は、茅ヶ崎市の「第4期茅ヶ崎市地域福祉計画」、「第1期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画」、茅ヶ崎市社会福祉協議会の「第6次茅ヶ崎市地域福祉活動計画」を一体的に策定したものであり、正式名称は「第4期茅ヶ崎市地域福祉計画・第6次茅ヶ崎市地域福祉活動計画・第1期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画」です。

「第3期茅ヶ崎市地域福祉計画・第5次茅ヶ崎市地域福祉活動計画」より、本計画に親しみを持っていただくために「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン」を愛称として使用しています。

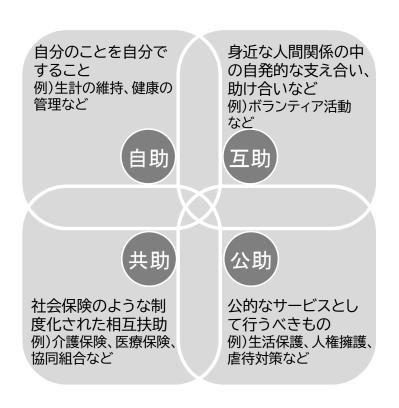
計画策定に携わった茅ヶ崎市地域福祉推進委員会及び茅ヶ崎市地域福祉活動計画推進委員会における検討の結果、引き続きこの愛称を用いることになりました。

#### 地域福祉とは

地域の住民同士のつながりを大切にし、お互いの支え合いの仕組みをつくっていくことです。

具体的には、住民の誰もが抱く「住み慣れた家や地域で自分らしく幸せに暮らしたい。」という願いをかなえるために、日常生活における様々な生活課題について、住民一人ひとりの努力(自助)、住民同士の相互扶助(共助)、公的な制度(公助)の連携の仕組みをつくり、より良い解決策を見出そうとする考え方です。

なお、最近では、「自助」、「共助」、「公助」という関係性に加えて、身近な人間関係の中の自発的な支え合いとして「互助」という考え方が加わり、地域づくりの中で果たす役割が重視されるようになっています。



## 目 次(案)

はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 計画策定の趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(1) 計画策定の背景 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(2)地域福祉計画、地域福祉活動計画、成年後見制度利用促進基本計画の	
一体的策定 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2
2 計画の位置づけ	4
3 計画期間	5
4 計画における地域のとらえ方	6
第1部 これまでやってきたこと ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
第1章 前計画での取り組み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
第2章 計画策定に向けた課題の整理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
1 前計画の振り返りやアンケート等からみた総括 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
2 社会的な背景 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
	31
第2部 これからみんなで取り組むこと ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
	34
• -	34
	35
	37
	37
— · · · · · · ·	37
	41
	45
	49
( )	49
(2) 地域参加の仕組み・きっかけづくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(3) 相談支援体制・連携の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(4) 成年後見制度の普及・利用促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第3章 成年後見制度利用促進基本計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1 計画策定の趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(1) 計画策定の背景	
(2) 計画の位置づけ	
2 制度について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(1) 制度の趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(2) 制度の内容	56

3	成年後見制度の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
(	1) 茅ヶ崎市の成年後見制度に関する取り組み状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
(	2) 全国の成年後見制度に関する現状 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	58
(	3) 茅ヶ崎市の成年後見制度に関する現状 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59
(	4) 茅ヶ崎市の成年後見制度の利用促進にあたっての課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	60
4	目指すべき姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61
5	取り組みの展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	62
第	4章 計画推進に向けて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	67
1	計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	67
2	進捗管理と評価方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	68
資	料編 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	69
1	根拠法令等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
2	計画策定の体制及び経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	75
3	地域福祉に関連する統計データ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	84
4	成年後見制度に関する資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	95
5	地域福祉推進のためのアンケート調査 ・・・・・・・・・・・・・・ 1	104
6	計画策定にかかる意見交換会・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	135
7	パブリックコメントの実施結果 ・・・・・・・・・・・・ 1	136

#### 計画の体系

#### 基本理念

#### 一人ひとりを尊重し、共に見守り支え合い、心

#### 基本目標1



### つながる

地域に、様々な人と出会い、互いに 尊重し合う関係が生まれる場をつく ります。

# 取り組みの方向性

- √多様性の理解・啓発
- ✓居場所づくり
- ✓互いがつながる・受けとめ合 う関係づくり

#### 基本目標2



#### 活動する

それぞれの持ち味やできることを 活かす機会をつくり、誰もが活躍 できる地域づくりを進めます。

- ✓地域の活動にかかる情報発信
- √できることを活かせる機会づ くり
- ✓担い手の育成・支援

# 主な取り組み

- ●多様性への理解の促進
- ✓イベントや講座等での理解促 進・啓発活動
- ✓ ミニデイ・サロンの普及・開 催支援

など

- ♥地域参加の仕組み・きっかけ づくり
- ✓ボランティア活動の活性化
- ✓ボランティアへの支援の充実
- ✓地区ボランティアセンター活 動の支援

など

※ ボランティア活動は、地域における個人での活動や市内の団体や組織の活動、地区ボランティア センターでの活動など、活動形態は様々なものを含みます

#### 豊かに暮らせるまちをつくります

#### 基本目標3



## 支え合う

誰もが安心して暮らせる地域になるように、みんなで課題に取り組み、 、支え合う仕組みをつくります。

- ✓地域の課題に地域で取り組む ことができる体制づくり
- ✓連携強化
- ✓相談支援体制の充実
- √権利擁護の促進
- ♥相談支援体制・連携の充実
- ▼成年後見制度の普及・利用促進
- ✓専門職の対応力向上(連携した対応、知識やノウハウの共有)
- √総合相談体制の更なる充実 など

♥:重点的な取り組み

# はじめに

# はじめに

# 1 計画策定の趣旨

#### (1)計画策定の背景

人口減少や少子高齢化、核家族化などの世帯構成の変化、地域のつながりの希薄化などにより、支援が必要な世帯や、様々な生活課題を抱える世帯、制度のはざ間の問題や複合課題を抱える世帯が増えてきています。

平成 28 年以降、国は公的サービスでは支えきれない地域の課題について、地域の住民や関係機関などが『我が事』として関わり、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』 つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を進めています。

茅ヶ崎市でも高齢化や世帯構成の変化が更に進み、社会情勢が変化することで、地域において様々な影響が想定されます。高齢になったり、判断能力が不十分であったりしても、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる仕組みづくりを進めていく必要があります。

高齢の親とひきこもりの子どもの世帯、介護と育児の課題を同時に抱えるダブルケア世帯、病気や障がいにより判断能力が低下した人などのケースには、福祉だけでなく、医療、保健、雇用・就労、教育、多文化共生など、様々な分野で協働して取り組んでいくことが必要です。

そのためにも互いに多様性を認め、誰もが地域の中で尊重され、その人らしく、いきいきと暮らしていけるよう、取り組みを進める必要があります。

令和元年の台風被害や、令和 2 年の新型コロナウイルスの感染拡大による新しい生活様式への対応など、新たな課題も出てきています。地域の特性に合わせて、住民や関係機関で協力し合い、対応していくことが求められています。

#### (2)地域福祉計画、地域福祉活動計画、成年後見制度利用促進基本計画の一体的策定

茅ヶ崎市では、平成 27 年に地域福祉計画と地域福祉活動計画を「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン」として一体的に策定しました。その効果としては、市と茅ヶ崎市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)それぞれの取り組みが一つの計画に表現されるなど、計画が一本化され分かりやすくなったこと、市と市社協の定期的な打合せなどにより連携体制の強化が図られ、中間評価の結果や課題について共有し、同じ方向に向かって取り組みを推進できたこと等が挙げられます。

#### ◆◆ 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係 ◆◆

#### 地域福祉計画 (茅ヶ崎市)

- ○社会福祉法に基づき策定する行政計画
- ○地域福祉を推進するための基本的指針と なる計画
- ○地域福祉推進に当たっての基盤整備(人材、情報、制度、財源、拠点)を盛り込む
- ○個別の福祉計画では対応できない横断的 な取り組みを推進する

#### 地域福祉活動計画 (茅ヶ崎市社会福祉協議会)

- ○地区社会福祉協議会をはじめとする住 民組織、地域住民の地域福祉活動推進の ための自発的な行動計画
- ○地域福祉活動への住民参加の拡充を目 指す計画
- ○地域の課題に応じた住民の創意による 具体的な活動の展開を盛り込む
- ○実践活動の中から課題を積み上げ、行政 等に提言する

連携協働

<共通する視点>

- ☆地域福祉の考え方、推進の方向性、共通目標の設定
- ☆地域の実態・課題の明確化、共有化
- ☆関係団体のネットワークづくりの方策

#### 「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン」 平成 27 年 3 月策定

一体的に策定することによりオール茅ヶ崎による地域福祉の推進へ

これらを踏まえ、引き続き地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定し、「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン2」として、地域共生社会の実現に向けて取り組んでいくものとします。

更に、地域共生社会の一つの重要な要素として、判断能力が不十分な人の権利と生活を守る地域づくりがあり、茅ヶ崎市では、成年後見制度利用促進基本計画を策定することにより、その取り組みを進めていきます。市、市社協、その他地域の関係機関等で連携していく必要があることから、成年後見制度利用促進基本計画を「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン2」に内包して、一体的に策定するものとします。

各計画のあゆみ

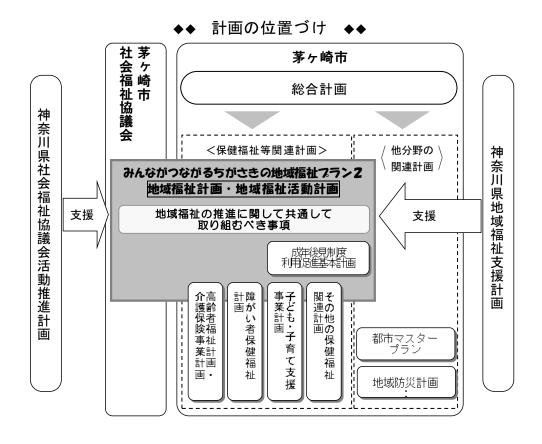
		平成	;																						令和		
年月	叓	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3
地域福祉計画	(市)										平	成17	第1期 7~2 年間	1年月	<b>E</b>	平	成2	第2期 2~2 6年間	6年度						計画動計		
地域福祉活動計画	(市社協)	2	7成8	第1次 3~12 5年間	年度		Ŧ	成1	第2次 3~1 <sup>1</sup> 年間	7年度		Ŧ	成1	第3次 8~2 年間	2年月	E	ı	第4 <b>艾23~</b> (4年	-26年	度	平		7~令(6年)		年度		一体計画の策定
利用促進基本計画成年後見制度	E (市)																										

# 2 計画の位置づけ

市の地域福祉計画は、上位計画である茅ヶ崎市総合計画が示す地域福祉を具体化していく計画として、保健福祉等の関連計画や他の施策分野における関連計画との整合を図るとともに、市社協の地域福祉活動計画や神奈川県(以下「県」という。)の地域福祉支援計画などと連携してきました。

一方、市社協の地域福祉活動計画は、神奈川県社会福祉協議会(以下、「県社協」という。) の活動推進計画が示す方向性を踏まえつつ、市の地域福祉計画と連携しながら、住民参加を 基本として取り組みを進めてきました。

本計画は、市の地域福祉計画と市社協の地域福祉活動計画を一体的に策定することで、両計画の特性をあわせ持つとともに、成年後見制度利用促進基本計画を加えて、茅ヶ崎市総合計画が示す地域福祉を具体化していく計画となります。また、市の保健福祉関連計画や、まちづくりに関連する他分野の計画等との整合を図るとともに、県の地域福祉支援計画や県社協の活動推進計画などとの連携も踏まえた計画となっています。



# 3 計画期間

市の総合計画の計画期間が令和3年度から令和 12 年度までの10か年計画となります。このため、本計画の計画期間については、総合計画の半期である令和3年度から令和7年度までの5か年とし、総合計画との整合を図ります。

計画期間

	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
地 計域 画 祉		ヶ崎市地域社 は30~令和2年				ヶ崎市地域や 合和3〜7年原		
活地 動福 画祉		崎市地域福祉 30~令和2				崎市地域福福 分和3~7年原		
基本計画 利用促進 度				第1期		年後見制度 <sup>え</sup> う和3~7年原	利用促進基2 度)	<b>片</b> 計画

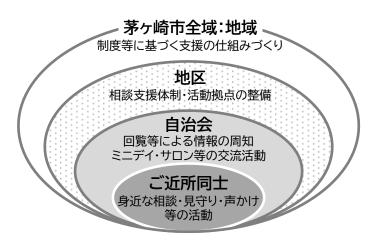
# 4 計画における地域のとらえ方

本計画の中には、『地域』、『地区』という言葉が多く登場します。これらの言葉は、皆さんが日ごろ暮らしている場所の単位を表し、範囲と機能を指すものと言えますが、ここで使い方を整理しておきます。

**地域:**「私たち市民が住んでいる地域」としてとらえ、区域を限定せずに、おおむね市域という広い範囲を対象に言い表すときに用いる。

**地区**:「私たち市民が住んでいる地域」のうち、まちぢから協議会等の圏域(13地区。P94 参照)における特定区域のことを対象に言い表すときに用いる。地区社協も同じ区域になっており、概ね中学校区程度の範囲である。

地域福祉を進める上での地域・地区のとらえ方



#### SDGs(持続可能な開発目標)を踏まえた地域福祉の推進

SDGs (エスディージーズ)とは、2015年に国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」内で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ※」の中心となる国際社会共通の目標です。

SDGsでは、「地球上の誰一人として取り残さない」を基本理念としており、すべての人が参加したパートナーシップを通じて推進することを掲げています。

SDGsの 17 の目標には、地域福祉に関連の深い目標が含まれています。

1	1 5%; <b>År<del>Å</del>†rÅ</b>	貧困をなくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
3	3 TATOLIC	すべての人に健康と福 祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を 確保し、福祉を促進する
5	5 1125 T	ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女 児への権限付与と能力強化を図る
10	10 *********  • • • • • • • • • • • • • •	人や国の不平等をなく そう	各国内及び各国間の不平等を是正する
11	11 #ENJIONS	住み続けられるまちづく りを	包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及 び人間居住を実現する

茅ヶ崎市では、令和3年度から始まる「茅ヶ崎市総合計画」において、市民や企業、関係団体、行政等が、SDGsを共通言語として市の政策目標を共有し、協働しながら地域課題の解決を目指しています。本計画においてもSDGsを踏まえて、様々な主体が連携・協力し、地域共生社会の実現に取り組んでいきます。

# SUSTAINABLE GALS



※ 2030 アジェンダ: 2000 年の国連ミレニアム・サミットで策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) が 2015 年で終了することを受けて策定した 2016~2030 年までの新たな持続可能な開発の指針

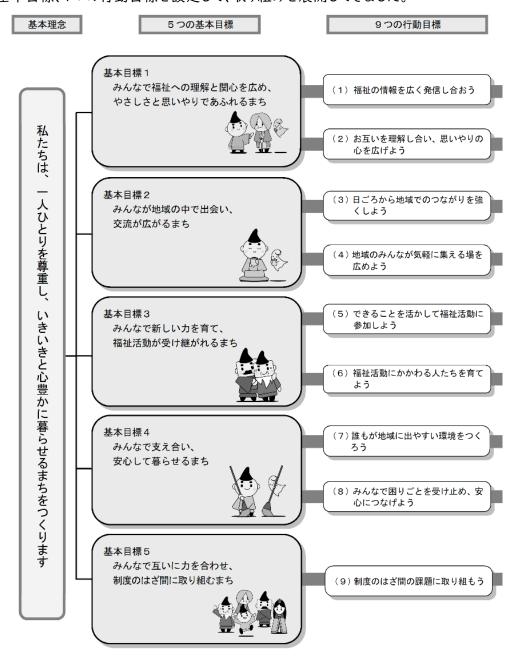
# 第1部 これまでやってきたこと

# 第1部 これまでやってきたこと

## 第1章 前計画での取り組み

# 第3期茅ヶ崎市地域福祉計画・第5次茅ヶ崎市地域福祉活動計画

第3期茅ヶ崎市地域福祉計画・第5次茅ヶ崎市地域福祉活動計画を一体的に策定し、「私たちは、一人ひとりを尊重し、いきいきと心豊かに暮らせるまちをつくります」を基本理念とし、5つの基本目標、9つの行動目標を設定して、取り組みを展開してきました。



5 つの 基本目標

基本理念の実現に向けて、計画期間に具体的に目指すべきまちの姿

9つの 行動目標 基本目標を達成するためのより具体的な目標として、住民をはじめ地域福祉に携わるすべての担い手が共有できる取り組みの方向を示すもの

#### 行動目標を実現するためにみんなで行う具体的な取り組み

- ▶ 様々な媒体を活用した情報発信
  - ▶ 伝わりやすさに配慮した情報提供
- ▶ 様々な手法による福祉への理解促進
  - ▶ 様々な方を対象とした福祉教育の推進【♥重点4関連】
- ▶ 地区のつながりづくり
  - 防災・防犯・交通安全対策の強化
- \_\_\_ ♪ 身近な居場所づくりの推進【♥重点3関連】
  - ′ ▶ 地域福祉活動拠点の充実
- - ▶ 安心してボランティア活動をするための環境づくり
- ▶ 地域福祉の担い手の学習機会の充実
  - 福祉専門職のスキルアップに向けた取り組み
  - ▶ バリアフリーの環境づくり
    - ➤ 社会参加のための支援の充実
    - 身近なところで支え合える相談体制づくり【♥重点2関連】
      - ▶ 身近な生活課題にこたえるサービスや支援の充実
      - ▶ 課題解決のための連携強化【♥重点1関連】
      - 新たな課題への取り組み

#### ♥ 重点的な取り組み

5つの基本目標には、わかりやすく地域福祉を推進していくために、キーワードを設定しました。

- ①情報発信・意識啓発
- ②つながりづくり
- ③人材育成
- ④安全・安心
- ⑤制度のはざ間

地域福祉の担い手等に向けて、「計画の広報・周知」を行い、計画に位置づけている取り組みにおいて「関係機関との連携」の強化を図るとともに、各行動目標で定めた「取り組みを進めるために期待される役割」について、「各主体による取り組みの推進」を図りました。

平成 29 年度には、アンケート調査(平成 29 年4月実施)や、市と市社協における関連事業の評価、各種会議や意見交換会、地区懇談会等の日ごろの地区との関わりにおける課題抽出等を踏まえ、地域福祉計画推進委員会及び地域福祉活動計画推進委員会の合同委員会において中間評価を行いました。

26 の計画指標のうち 16 指標が未達成であり、そのうち 10 指標は計画策定時から実績が 低下しました。その他、

「地域福祉の推進には多くの人の参加が必要であり、周知・啓発が必要」

「福祉団体の活動者の高齢化等による担い手不足」

「地域で支えあう環境の整備」

「少子高齢化や社会の多様化・複雑化により相談内容も多様化・複雑化」 「相談内容の多様化・複雑化により、」の機関のみでの対応では不十分」 といった課題が浮かび上がりました。

計画期間の後半において取り組みを進める上で、見えてきた5つのキーワードは、

- ①周知・啓発
- ②担い手不足
- ③つながりづくり・居場所づくり
- 4はざ間・複合課題への取り組み
- 5連携強化

であり、基本目標に設定した5つのキーワードと内容は同様であるため、計画前半の取り組みを更に継続して進めることとしました。

計画の進捗状況は、指標を設定して確認しました。

## 基本目標1 みんなで福祉への理解と関心を広め、やさしさと 思いやりであふれるまち

基本目標 I では、情報発信、福祉教育\*への取り組み、福祉に触れる機会の充実により、一人ひとりの福祉への意識を高め、みんながお互いを理解し、尊重し合えるようなまちになることを目標にしてきました。

#### 行動目標(1) 福祉の情報を広く発信し合おう

指標	平成 26 年度 基準値	平成 29 年度中間評価	令和元年度 (現状)	令和 2 年度 最終目標値
「市内の福祉情報を入手 できている」市民の割合	92.5%	91.4%	89.7%	94.5%
市広報紙の福祉に関連する 記事の掲載回数	346 件	356 件	238 件	370 件
市社協ホームページの閲覧数	64 人	85 人	75 人	100人
福祉関連の情報紙の設置か所数	176 か所	9  か所	189 か所	190 か所

「『市内の福祉情報を入手できている』市民の割合」は、平成 26 年度以降低下しており、令和元年度の市民アンケート調査では 89.7%で、目標値に達しませんでした。市及び市社協のホームページや SNS (LINE・Twitter など)、メール配信、広報紙など、様々な情報媒体を通じた情報発信や、障がいに合わせた情報提供を進めましたが、情報を必要とする人に確実に届けることが課題となっています。一層積極的に情報発信を行うとともに、世代や障がい、生活様式に合わせた情報媒体の活用が必要です。

「市広報紙の福祉に関連する記事の掲載回数」は、令和元年度で 238 件であり、平成 26 年度を下回り、目標値に達していません。記事になる情報を増やすために、各地区の組織や市内の活動団体などとより密接な関係をつくり、取り組みやイベントなどの情報を拾い上げていくことが必要です。

「市社協ホームページの閲覧数」は、令和元年度で I 日平均 75 人であり、目標値に達していません。若い世代への発信力を強化するために LINE 公式アカウントを開始するなど、情報発信の強化に力を入れていますが、これまで以上に積極的に情報発信をするとともに、ホームページを閲覧してもらうために、内容の充実やきっかけづくりに取り組む必要があります。

「福祉関連の情報紙の設置か所数」は、平成 29 年度中間評価で 191 か所、令和元年度で 189 か所となり、目標値にほぼ達しています。

-

<sup>※</sup> 福祉教育は、誰もが福祉を身近に感じ、同じ地域に住む子どもから高齢者、障がいのある人に関心を持ち、理解を進める取り組みです。

#### 行動目標(2) お互いを理解し合い、思いやりの心を広げよう

指標	平成 26 年度 基準値	平成 29 年度中間評価	令和元年度 (現状)	令和 2 年度 最終目標値
「ボランティア活動に参加意向・ 関心のある」市民の割合	46.6%	43.7%	48.4%	55.0%
出前講座の対応件数	45 件	46 件	33 件	59 件
認知症サポーター養成講座の 受講者数	4,007 名	8,766 名	13,697名	7,367 名

「『ボランティア活動に参加意向・関心のある』市民の割合」は、令和元年度の市民アンケート調査で 48.4%となり、目標値に達しませんでした。雇用延長や女性の就業率の上昇が進む中、現役世代のボランティア参加者を増やすことが課題となっています。これまで以上に参加の呼びかけを行うとともに、参加者の多様な生活スタイルに配慮し、参加・継続しやすい仕組みづくりを進めていく必要があります。

「出前講座の対応件数」は、令和元年度で 33 件であり、平成 26 年度を下回り、目標値に達していません。活用してもらう機会を増やすために、出前講座を周知したり、主催者・受講者の要望に応えるプログラムづくりなどを進めていく必要があります。

「認知症サポーター養成講座の受講者数」は、目標値を大きく上回って達成しており、認知 症の方への理解が浸透してきています。

#### 【取り組みの実績】

#### 様々な媒体を用いた広報・周知を実施

- ・イベントの告知や委員募集など、福祉情報の発信において、広報紙、チラシ、広報掲示板、 ホームページ、SNS、デジタルサイネージなど、多様な媒体を活用した。
- ・市や市社協公式 LINE の開設など、幅広い年代への情報提供を強化した。
- ・ハーモニアスちがさき (ケーブルテレビ) にて、地区ボランティアセンター、民生委員・児童 委員についての紹介番組を作成した。

#### 対象に合わせた情報提供

・点字や音声(録音版)による情報提供など、障がいに配慮した情報発信を行った。

#### 福祉や相互理解の機会の提供

・平成 29 年、平成 30 年に市の「地域福祉 de みんな to る・る・る」、市社協の「社会福祉 大会」、茅ヶ崎ボランティア連絡会・市社協共催の「ボランティアまつり 福祉バザー」を三 者共催で地域福祉フェスタとして開催した。平成 30 年には、福祉相談室の PR や、ひきこ

- もり当事者とその家族の支援団体との啓発活動などを行った。
- ・障がいに対する理解を深める「出前講座」など、福祉に関する各種講座を開催した。
- ・「知的障がいと自閉症を理解するプログラム」を新たに作成し、当事者団体・市社協職員 で結成した「茅ヶ崎いんくる隊」によって理解啓発を行った。

#### 地域や福祉施設との連携

- ・地区ボランティアセンターにおいて、中学生の職業体験の受け入れをした。
- ・小・中学校への体験プロジェクトや「うみかぜテラス」を活用した地区ボランティアセンター での活動紹介を検討した。
- ・精神保健分野の関係機関とともに検討を重ね、「福祉施設・事業所のための精神保健ボ ランティア受け入れハンドブック」を作成、発行した。

#### 基本目標2 みんなが地域の中で出会い、交流が広がるまち

「基本目標2」では、地域のことをみんなで考える機会を充実させたり、身近な居場所づくり を進めたりすることで、人との出会いやつながりが生まれ、安心して暮らせるまちになることを 目指してきました。

#### 行動目標(3)日ごろから地域でのつながりを強くしよう

指標	平成 26 年度 基準値	平成 29 年度中間評価	令和元年度 (現状)	令和 2 年度 最終目標値
「隣近所で助け合う親しい人が いる」市民の割合	21.7%	18.4%	22.3%	30.0%
地区懇談会の開催地区数	地区	地区	6地区	12地区*

<sup>※</sup> 市内全域を表す「12 地区」(計画策定時:平成 27 年 3 月)については、地域コミュニティの再編により、平成 29年4月より「13地区」となっています。

「『隣近所で助け合う親しい人がいる』市民の割合」は、令和元年度の市民アンケート調査 では 22.3%となり、目標値に達しませんでした。しかしながら、今後の付き合い方については、 より親しい付き合い方を望む人の割合が多くなっています。近所の人との距離を縮める機会や 取り組みが必要です。

「地区懇談会の開催地区数」は、令和元年度は新型コロナウイルスの感染拡大の影響によ り、6地区にとどまりましたが、類似の取り組みも含めて 13 地区すべてで開催する予定でした。 各地域で、地域のことをみんなで考える場が定着してきています。

#### 行動目標(4)地域のみんなが気軽に集える場を広めよう

指標	平成 26 年度 基準値	平成 29 年度中間評価	令和元年度 (現状)	令和 2 年度 最終目標値
「地域で気軽に顔を出せる 場所がある」市民の割合	31.1%	30.3%	34.6%	50.0%
サロンの開催か所数	89 か所	107 か所	122 か所	103 か所
地区ボランティアセンターの 拠点の活用回数	344 回	430 回	874 回	576 回

「『地域で気軽に顔を出せる場所がある』市民の割合」は、令和元年度の市民アンケート調査では 34.6%となり、目標値に達しませんでした。特に若い世代や男性において地域に気軽に顔を出せる居場所がない人の割合が高いことが課題となっています。サークル活動に参加している人、なじみのお店がある人、自治会館やコミュニティセンターの利用者は、居場所づくりにつながっていることから、地域に様々なタイプの拠点をつくっていくことが必要です。

「サロンの開催か所数」は、平成 29 年度中間評価で 107 か所、令和元年度で 122 か所 となっており、目標値に達しています。また、「地区ボランティアセンターの拠点の活用回数」は、 令和元年度で 874 回であり、目標を大幅に上回っています。

地域におけるサロン活動や地区ボランティアセンターの拠点活用は、着実に展開が進んでいます。今後は、新型コロナウイルスなどへの感染対策を講じながら、活動の推進に取り組んでいく必要があります。

#### 【取り組みの実績】

#### 地区懇談会などの地域について考える・話す機会づくり

- ・市内の 13 の地区すべてにおいて、住民同士で地域について考えたり、話したりする地区 懇談会及び類似する取り組みが行われるようになった。
- ・平成 30 年度に実施した「外出」に関するアンケート調査結果を活用した地区での会議を 開催した。
- ・市社協では、地区支援の中で課題発見、共有などを行っており、地区懇談会の開催を支援 した。

#### 災害時における地区での連携強化

- ・地域の災害対策を進めるために、市民まなび講座において、災害時における地域での共助の重要性について周知する講座を開催し、13地区で防災訓練に支援、協力を行った。
- ・災害時に向けて地域で避難行動要支援者名簿登録者の情報提供の同意率を高めたり、 関係者向けの研修を通じて支援の在り方について理解を深めた。

#### 身近な居場所づくりの推進

- ・ミニデイ・サロンに関する情報を一覧化し、市のホームページや広報紙、市社協ホームページなどで周知した。
- ・ミニデイ・サロンの活動者に向けた情報提供や、活動者同士の情報交換の場として、ミニデイ・サロン連絡会を開催した。

#### 新たなつながりのきっかけづくり

・企業を学習資源として企業連携講座を開催し、多世代が交流するきっかけづくりを行った。

#### 地区ボランティアセンター拠点の活用

・市社協でミニデイ・サロンなど、地区ボランティアセンター拠点を活用した活動を支援した。

## 基本目標3 みんなで新しい力を育て、福祉活動が受け継がれる まち

「基本目標3」では、ボランティア活動の場と機会の充実や、地域福祉活動をけん引する人材と地区を支える専門職の育成により地区での福祉活動が充実し、次世代へ受け継がれていくまちになることを目指してきました。

#### 行動目標(5)できることを活かして福祉活動に参加しよう

指標	平成 26 年度 基準値	平成 29 年度中間評価	令和元年度 (現状)	令和 2 年度 最終目標値
「ボランティア活動に参加して いる」市民の割合	15.1%	13.8%	7.7%	20.0%
新規のボランティアの数	1,848 名*	181名	126名	74 名

※ 現状値は平成 25 年度末の登録者の総数

「『ボランティア活動に参加している』市民の割合」は、市民アンケート調査で 7.7%となり、目標値に達しませんでした。地域のボランティア活動に参加しない理由としては、「仕事や家事・育児・介護などで、時間がないため」、「年齢・病気等で体力的に難しいため」が特に多くなっています。参加の条件としては、「不定期でも参加できる」、「活動場所や活動時間が選択できる」、「身近な地域で活動できる」が多く、都合に合わせて無理のない範囲で活動できるように体制を整備する必要があります。

「新規のボランティアの数」は、令和元年度で 126 名となり、目標値を大きく上回りました。 しかしながら、ボランティア参加者の不足感の解消には至っておらず、今後もボランティア参加 者の確保と活動機会の拡大を進めていく必要があります。

#### 行動目標(6) 福祉活動に関わる人たちを育てよう

指標	平成 26 年度 基準値	平成 29 年度中間評価	令和元年度 (現状)	令和 2 年度 最終目標値
「ボランティア活動において スキルアップしたいと感じている」 市民の割合	34.9%	32.1%	27.6%	40.0%
地区ボランティアセンター相談 支援技能向上研修の参加者数	206 名	79 名	43 名	240 名
コーディネーター専門研修の 参加者数	30 名	40 名	39名	40 名
地域福祉の担い手育成推進 委員会の修了者数	125名	210名	281名	265 名

「『ボランティア活動においてスキルアップしたいと感じている』市民の割合」は、市民アンケート調査で 27.6%となり、目標値に達しませんでした。今後は、ボランティアを通じたスキルアップだけでなく、特技を活かしたボランティア活動を考えていくことが望まれます。

「地区ボランティアセンター相談支援技能向上研修の参加者数」は、令和元年度で 43 名 であり、目標値に達していません。研修が必要な人が受講しやすい開催形式や開催場所を検討する必要があります。また、相談支援技能以外の資質向上のための取り組みを検討して行っていくことが望まれます。

「コーディネーター専門研修の参加者数」は、平成 29 年度中間評価で 40 名、令和元年度で 39 名であり、目標値にほぼ達している状況にあります。また、「地域福祉の担い手育成推進委員会の修了者数」は、令和元年度で 28 1 名となり、目標値に達しています。今後は、修了者が研修を活かした活動ができるよう、活動先の紹介やフォローアップを行っていくことが望まれます。

#### 【取り組みの実績】

#### ボランティア情報と活動の場の提供

- ・市社協ボランティアセンターで、ボランティアの相談・コーディネートを行うとともに、毎月情報を発行し、活動情報を提供した。
- ・「ボランティア大学」、「ユースボランティア茅ヶ崎」、「やさしい精神保健ボランティア講座」 などボランティア活動につなげるための講座を開催した。

・地区社協等において、地域活動や講座の開催を支援した。

#### 資質の向上のための取り組み

・協働する専門職向けに「地域福祉活動における個人情報の基本」をテーマとした講座を 開催した。

#### ボランティア活動への意識づくり

- ・活動実態を周知する場として「第2回 ご近所でできるボランティア活動の『実態?』紹介 講座」を開催した。
- ・退職者等の地域参加促進のための生涯現役応援窓口を継続運営し、利用者の拡大に向けて商業施設での出張窓口の開設等の周知活動をあわせて行った。
- ・地域活動のリーダー層の育成のため「地域福祉の担い手育成推進委員会」を開催した。
- ・新たなビジネス展開や CSR 活動等、社員への参加促進を含め地域貢献につなげてもらえるよう企業や商店等へ情報提供した。

## 基本目標4 みんなで支え合い、安心して暮らせるまち

「基本目標4」では、バリアフリー環境の整備などを通じた社会参加しやすいまち、福祉制度 や相談窓口が充実することで身近な支え合いから必要な支援につながるまちになることを目 指してきました。

#### 行動目標(7) 誰もが地域に出やすい環境をつくろう

指標	平成 26 年度 基準値	平成 29 年度中間評価	令和元年度 (現状)	令和 2 年度 最終目標値
「バリアフリーを意識 している」市民の割合	36.7%	36.3%	43.4%	50.0%
移動支援事業の利用件数	2,973 件	3,388件	3,151件	3,300件

「『バリアフリーを意識している』市民の割合」は、市民アンケート調査で43.4%となり、目標値に達しませんでした。今後もバリアフリーに対する啓発に取り組んでいく必要があります。

「移動支援事業の利用件数」は、平成 29 年度中間評価で 3,388 件、令和元年度で 3,151 件であり、目標値にほぼ達している状況にあります。引き続き、助け合いの意識を醸成し、移動や活動に困ったときに、自然と助け合える地域づくりを進めていく必要があります。

#### 行動目標(8) みんなで困りごとを受け止め、安心につなげよう

指標	平成 26 年度 基準値	平成 29 年度中間評価	令和元年度 (現状)	令和 2 年度 最終目標値
困りごとの相談先のうち地区内 で対応している割合	24.1%	35.0%	28.8%	30.0%
地区ボランティアセンターの 開所日数	2.25 日	2.50 日	2.30 日	3.00 日
福祉相談室の他機関との連携を 広げていくための意見交換の 実施団体数	Ⅱ団体	24 団体	30 団体	30 団体

「困りごとの相談先のうち地区内で対応している割合」は、市民アンケート調査で 28.8%となり、目標値に達しませんでした。地域の相談窓口の認知度を上げるとともに、利用しやすい相談方法を採用したり、安心して相談してもらうための体制整備を進めていく必要があります。

「地区ボランティアセンターの開所日数」は、令和元年度で 2.30 日となり、目標値に達していません。認知度や活動できるスタッフの確保に課題があります。認知度を高めるとともに、研修や実践を通じて相談対応や相談者とともに考えて取り組めるスタッフを増やしていく必要があります。

「福祉相談室の他機関との連携を広げていくための意見交換の実施団体数」は、令和元年度で 30 団体となり、目標値に達しています。地域における相談・支援体制を強化していくために、今後も幅広い団体と協力し、密接な連携体制を築いていく必要があります。

#### 【取り組みの実績】

#### 支援が必要な人についての理解や啓発

・講演会や講座の開催を通じて、障がいやひきこもりなど、支援が必要な人に対する理解を 深めるための啓発を行った。

#### 連携体制の構築支援

- ・認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築した。
- ・「障害児の通学送迎についてのネットワーク」において、関係機関の連携強化を目的に、関係各課との事例検討を通した課題共有の場を設けた。また、相談窓口で共有できる相談フローチャートを作成し、効果を検証した。
- ・成年後見にかかる各種機関の連携会議(成年後見制度利用促進研究会)や、学習の機会(成年後見支援ネットワーク勉強会)を開催した。
- ・関係機関間での情報共有の方法等について検討、確認を進めた。

# 基本目標5 みんなで互いに力を合わせ、制度のはざ間に取り組むまち

「基本目標5」では、連携強化のためのネットワークづくりを進めることで、「制度のはざ間」の課題やその課題を抱える人たちを見過ごさず、住民や関係機関が連携して解決に向けて支援するまちになることを目指してきました。

#### 行動目標(9) 制度のはざ間の課題に取り組もう

指 標	平成 26 年度 基準値	平成 29 年度中間評価	令和元年度 (現状)	令和 2 年度 最終目標値
「困ったときに家族のほかに 相談する相手がいない」 市民の割合	12.1%	12.8%	12.8%	6.0%
コーディネーター配置事業の 実施地区数	2 地区	3 地区	6 地区	12地区*

<sup>※</sup> 市内全域を表す「12 地区」(計画策定時:平成 27 年3月)については、地域コミュニティの再編により、平成 29 年4月より「13 地区」となっています。

「『困ったときに家族のほかに相談する相手がいない』市民の割合」は、市民アンケート調査で 12.8%となり、目標値に達しませんでした。専門の相談窓口の周知を進めたり、対面以外の相談方法を採用するなど、相談の目的や相談者の都合に合わせた対応ができるよう、体制を整備していく必要があります。

「コーディネーター配置事業の実施地区数」は、令和元年度で6地区であり、目標値に達していません。よりよい実施形態などについて検討していく必要があります。

#### 【取り組みの実績】

#### 各地区の状況把握

・生活支援体制整備事業の地域支え合い推進員(第2層)として地区担当を配置し、地区の実情や課題、資源を把握し、住民とともにその地区に必要な活動等を考えながら、取り組みを進めた。

#### 福祉相談室の強化

・福祉政策課に配属された相談支援包括化推進員を中心に相談室を取りまとめ、相談室の 事業全体の機能強化を図った。

#### 相談機能の強化

・民生委員・児童委員のスキル向上のための講習・研修を実施した。

・心の教育相談事業において、気軽に相談できる第三者的な存在として「心の教育相談員」 を全校配置した。

#### 地区の課題の共有、はざ間・複合課題への対応

- ・庁内関係課を始め、地区ボランティアセンター、市社協及び他の機関が連携し、複合課題 や制度のはざ間のケースに対応した。
- ・コーディネーター配置事業について、6地区で実施、3地区で実施検討があった。
- ・コーディネーター研修を実施した。

#### 相談支援体制構築に向けた整備

- ・市レベルの地域ケア会議の開催や、地域包括支援センターが実施する地域ケア会議開催 への支援を行った。
- ・地域福祉関係職員研修を開催し、相談窓口等が相互に連携するための学びを共有した。

# 第2章 計画策定に向けた課題の整理

# 1 前計画の振り返りやアンケート等からみた総括

前計画における取り組みの振り返りや、本計画策定のための市民アンケート調査(令和元年 II月~I2月に実施した「地域福祉推進のためのアンケート調査」。詳細は PI04 参照。)、計 画策定にかかる意見交換会(開催中止となった地区で実施したアンケートを含む。令和2年I 月~4 月に実施。詳細は PI35 参照。)等の分析結果、地域福祉推進委員会・地域福祉活動 計画推進委員会における議論の内容をもとに総括を行いました。

その結果、浮かび上がってきた課題などを後半の取り組みの5つのキーワードで整理しました。

- ①周知·啓発
- ②担い手不足
- ③つながりづくり・居場所づくり
- ④はざ間・複合課題への取り組み
- ⑤連携強化

#### ①周知·啓発

- ・地域福祉活動を紹介する**啓発イベント**を実施し、地域福祉関係団体のイベントについて、**市のホームページ・広報紙で周知**を図ったが、今後**一層、情報発信を強化**していく必要がある。[振り返り]
- ・福祉情報は市広報紙や市社協のホームページ(LINE 含む)などの媒体をもっと活かしていくことが望まれる。多くの地域の情報を収集し、共有していく必要がある。[振り返り]
- ・65 歳未満では市のホームページ(公式 SNS 含む)から市内の福祉情報を入手している人も比較的多い。20~30歳代はやや情報を入手しにくい傾向があり、様々な対象に届きやすい情報発信の方法を採用していく必要がある。[市民アンケート調査]
- ・市内の活動拠点や相談窓口について「知らない」と回答している人も多く、そこで活動する人も、その存在を知ってもらう必要性を認識している。各活動拠点や相談窓口の連絡 先や受付時間など、活用につながる情報を積極的に周知する必要がある。[市民アンケート調査・意見交換会]
- ・福祉教育がまだ十分ではなく、もっと積極的に活用することが望まれる。**情報の受発信の 必要性**や多様性の理解につながる**福祉教育**が必要である。〔振り返り・推進委員会〕

- ・必要な時に必要な人へ確実に情報が行き渡る仕組みを整備する
- ・世代や対象者の特性に合わせた情報提供(障がいへの対応やホームページ・SNS の活用など)を強化する
- ・若い世代の福祉への関心を高め、参加につなげるための更なる働きかけを行う
- ・障がいや加齢による変化に対する理解を深め、地域での助け合い・支え合いを進める福祉教育を拡充する

#### ②担い手不足

- ・地域内のボランティア活動をしている人は I 割に満たず、時間的な問題や体力的な負担感がボランティア参加の障壁になっている。「不定期参加」、「活動場所や活動時間の選択」など、**柔軟な参加の機会が必要**である。〔市民アンケート調査〕
- ・担い手を増やすためのイベントを市が主催したり、市社協で「ボランティア大学」・「ユースボランティア茅ヶ崎」を開催したりしたが、地域のボランティア活動をしている人の割合の増加には至っていない。実際の活動につなげるための取り組みが必要である。〔振り返り・市民アンケート調査〕
- ・担い手を養成する研修等の受講者数に対して、実際に地域でボランティア活動のリーダー として活動できる人が少ないため、受講後のフォローが必要である。[振り返り]
- ・ボランティア活動の拠点等で、相談・コーディネート役を担う人材の確保が必要である。 [意見交換会・推進委員会]
- ・高齢でも働く人が多くなり、担い手の高齢化や固定化が課題である。現役世代のなり手の 確保が必要である。[意見交換会・推進委員会]
- ・地域において、「役割を持つ」、「自分ができることをする」ことが重要である。〔推進委員 会〕

- ・ボランティア活動を、その人の特技を活かす場として位置づけ、活動への参加を 促す
- ・個々の生活スタイルに合わせた参加機会を提供する
- ・ノウハウの共有、場所や用具の貸し出し等により、参加しやすくする
- ・参加することによるメリットを提供し、参加意欲の向上につながる仕組みをつく る
- ・研修受講者に対する活動機会のコーディネートや継続的な支援を行い、リーダーとして活動できる人を増やす

#### ③つながりづくり・居場所づくり

- ・ミニデイ・サロンや地区ボランティアセンター拠点を活用した活動などを実施したが、**新しい参加者の取り込みが必要**である。[振り返り]
- ・今後、**隣近所の人とより深く付き合いたい**という意向がうかがえた。女性に比べて男性は、地域内で気軽に顔を出せる場所がなく、男性の居場所づくりにも力を入れる必要がある。[市民アンケート調査]
- ·交流の場や居場所づくりの必要性が挙げられた。イベントや交流の場の会場が遠い、交通手段がないという意見がある一方で、開催側からは参加者が少ないという声もあり、開催場所を含め、より参加しやすいイベントの企画が必要である。[意見交換会]
- ・地域への関わりが薄い若い世代や男性、人との関わりが苦手な人が集える場が不足している。**居場所づくりとつながりのきっかけづくり**が必要である。〔意見交換会・推進委員会〕
- ・地域について住民同士で話し合う機会がまだ不十分である。近所の人と地域について考えたり、非常時の協力体制を整えたりする機会を増やしていく必要がある。[振り返り・意見交換会・推進委員会]

- ・地区と連携・協力して、各地区に様々な集える場所や交流する機会を増やす
- ・住民同士が地域の課題について考え、意見を出し合いながら地域づくりを進める 体制を整備する
- ・災害時や感染症拡大などの問題が発生したときにも、地域で協力し合って対応できる地域力を高める

#### ④はざ間・複合課題への取り組み

- ・市ではコーディネーター配置事業を拡充し、「成年後見支援ネットワーク勉強会」を開催するなどの取り組みを行ったが、今後一層、はざ間・複合課題を抱える人を発見し、支援につなげる仕組みづくりに力を入れることが必要である。「振り返り・推進委員会」
- ・市民の | 割強が「行政や地域の支援が必要だと感じる人がいる」と回答しているが、地域 包括支援センターや福祉相談室を知らない人も 3~4 割いるため、相談窓口の認知率・ 活用率を上げていく取り組みが必要である。[市民アンケート調査]
- ・認知症やひきこもり、精神疾患、独居の高齢男性、ダブルケアなど、**支援が必要な人や世帯への対応**を充実させていく必要がある。[意見交換会]
- ・地域の実態を把握し、課題に合った福祉を進めていく必要がある。〔振り返り〕

- ・地域の身近なところで相談や支援にあたる人材の拡充や育成を図る
- ・地域で、行政や地域の支援が必要だと感じる人や判断能力が低下している人や、 はざ間・複合課題を抱えるケース等を発見し、支援につなげるための仕組みづく りを進める
- ・市民のはざ間・複合課題に対する理解度と、対応する窓口の認知率を高める。

#### ⑤連携強化

- ・地域ケア会議など**多職種・多機関が連携する取り組み**を行ったが、今後更に連携体制を **強化する必要**がある。〔振り返り〕
- ・関係者や関係機関が連携体制を構築し、継続していくために、**顔つなぎや意見交換の機会や「協働」が必要**である。[意見交換会・推進委員会]
- ・地域の困りごとや支援が必要な人を、**早期発見・早期対応できる仕組みづくり**が必要である。[意見交換会]
- ・地域における行政などの支援が必要な人について、市民の理解を深める必要がある。[市民アンケート調査]
- ·成年後見制度を必要とする人が安心して利用できる仕組みづくりが必要である。[市 民アンケート調査・推進委員会]
- ・地区ボランティアセンターの開所日数が少なく、参加したい人、依頼したい人を十分に取り 込めていないため、**地区ボランティアセンターの活性化**を図る必要がある。[振り返り]

- ・身近にいる支援が必要な人に意識を向けられるよう、啓発をより活発に行う
- ・地区ボランティアセンターの活用率を上げるために、活動内容の周知や、コーディネーターの確保を行う
- ・各地区において、受けた相談や支援が必要な人に適切に対応できるような仕組みづくりを進める
- ・成年後見制度、及び関連する事業についての理解を深める
- ・成年後見制度に関係する機関同士のネットワークを強化する

### 2 社会的な背景

前計画を策定した平成 27 年以降、地域共生社会の実現に向けた動きが活発になっています。

また、市においても人口構造や住民意識の変化等を受け、地域福祉に関連する新たな取り組みも進んでいます。

年度	国の動向等						
平成 27	・「子ども・子育て支援新制度」が本格施行						
(2015)	・・「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等						
	に関する法律」介護保険関係の施行						
	(介護予防・日常生活支援総合事業への移行)						
	・生活困窮者自立支援制度の施行						
	・「まち・ひと・しごと創生基本方針 2015」閣議決定						
	・「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」						
	(「包括的な相談体制システム」、「高齢・障がい・児童等への総合的な支援の提						
	供」、「効果的・効率的なサービス提供のための生産性向上」、「総合的な人材の育						
	成·確保」)						
	・介護保険制度改正						
	(地域ケア会議の設置義務化等)						
平成 28	・「障害者差別解消法」が施行						
(2016)	(障がいを理由とする不当な差別的取り扱いの禁止や障がいのある方への合理的な						
	配慮を義務付け)						
	·「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行						
	・「自殺対策基本法の一部を改正する法律」の施行						
	・「児童福祉法等の一部を改正する法律」の施行						
	・「ニッポンー億総活躍プラン」閣議決定						
	(「地域共生社会」の実現が掲げられた)						
	・「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行						
	・「ともに生きる社会かながわ憲章」の策定(神奈川県)						
	・母子保健法改正						
(2017)							
	・医療費助成の対象となる指定難病の追加						
	・医療費助成の対象となる小児慢性特定疾病の追加						
	・「まち・ひと・しごと創生基本方針 2017」閣議決定						
	(地域共生社会の実現に向けた理念の明確化、地域福祉計画の充実等)						
	・児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律						
	・新オレンジプランの改定						
	(認知症サポーターの人数の目標引き上げや、2020 年度末までに全市町村への認						
	知症カフェ等の普及等)						
平成 30	・社会福祉法の改正						
(2018)	(「『我が事・丸ごと』の地域福祉推進の理念の規定」、「市町村が包括的な支援体						
	制づくりに努める旨の規定」、「地域福祉計画の充実」等)						
	・母子父子寡婦福祉資金貸付金の対象の拡大						

	・医療費助成の対象となる指定難病の追加
	・医療費助成の対象となる小児慢性特定疾病の追加
	・障がい者の法定雇用率の引上げ
	・生活困窮者自立支援法の改正
	・生活保護法の改正
	・介護保険制度の改正
	(介護予防に力点を置く「自立支援介護」の強化等)
平成31	・母子父子寡婦福祉資金貸付金の額の引き上げ
/令和元	・改正生活困窮者自立支援法の一部施行
(2019)	(「子どもの学習・生活支援事業」等)
	・生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施
令和 2	・「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の施行
(2020)	・母子父子寡婦福祉資金貸付金の額の引き上げ

### 市の現状

- ・これまで人口増加を続けてきたが、令和2年の約24.1万人\*をピークに、その後減少傾向に転じる
- ・高齢化率が平成 28 年に 25%を超え、4 人に | 人が高齢者になる
- ・後期高齢者(75歳以上)人口は、増加の一途をたどることが見込まれる
- ・少子高齢化が進行し、単身世帯や高齢者単身世帯が増加している
- ・自治会への加入率の低下が続いている
- ・まちぢから協議会の設置・運営を進めている
- ・相談の複雑化もあり、専門職と地区のつながりの必要性が高まる

※ 資料: 茅ヶ崎市の人口について(2017年2月)

### 地域福祉を推進するための視点

茅ヶ崎市地域福祉推進委員会及び茅ヶ崎市地域福祉活動計画推進委員会での議論や検討、市民アンケート、計画策定にかかる意見交換会等を通じて、前計画の振り返りを行うとともに、今後の方向性を検討してきました。

これらの検討結果と社会的背景などを踏まえ、これからの市の地域福祉を推進するための視点を整理すると次のようになります。

- ①居場所づくり
- ②多様性の理解
- ③関係づくり
- ④機会の創出
- ⑤役割
- ⑥支え合い

### 地域共生社会の実現

これらの視点は、地域共生社会の実現に向けて必要なものです。また、「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン」(平成 27 年度~令和2年度)の5つの基本目標及び5つのキーワードと本質は変わらないものといえます。6つの視点から柱立てをして、「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン2」の基本理念や基本目標を位置づけました。

### 第2部 これからみんなで 取り組むこと

### 第2部 これからみんなで取り組むこと 第1章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン」では、「私たちは、一人ひとりを尊重し、いきいきと心豊かに暮らせるまちをつくります」を基本理念とし、計画を推進してきました。

この基本理念は、住民を主人公として、地域と市、市社協など関係機関が互いに協力して地域福祉を推進していくという考え方を大切にして、誰もが個人として尊重され、その人らしく暮らせるまちの実現を目指して定められました。これは、策定から6年が経過し、社会環境が変化しても、普遍的・基本的な考え方として、現在にも通じるものです。

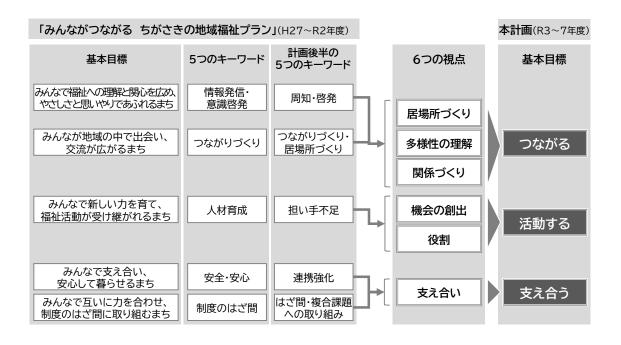
「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン2」においては、引き続き「個人の尊重」と「その人らしい暮らしの実現」を掲げるとともに、共生社会の実現に向けて、地域におけるつながりや支え合いを大切にしていくことを明確に示すために、次のような基本理念を定めました。

一人ひとりを尊重し、共に見守り支え合い、 心豊かに暮らせるまちをつくります

### 2 基本目標

本計画では、基本理念「一人ひとりを尊重し、共に見守り支え合い、心豊かに暮らせるまちをつくります」の実現に向け、6つの視点から柱立てをした3つの基本目標を設定し、計画を体系的に展開していくこととします。

基本目標は、基本理念を実現するために、計画期間に具体的に目指すべきまちの姿を表したものです。「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン」では、5つの基本目標を設定していましたが、基本目標が5つから3つになっても、大切にすることや取り組むことを減らすわけではありません。基本理念の実現のためには、目指すべきまちの姿に向けて取り組みを進める必要があります。基本目標を3つに集約することで、意識や心がけがしやすくなることにより、取り組みの推進を図るものです。



### 基本目標1 つながる

地域に、様々な人と出会い、互いに尊重し合う 関係が生まれる場をつくります。

誰もがそれぞれの特性を尊重され、地域の中に居場所を持ち、安心して暮らしていくためには、多様性を理解し、互いが受け止め合えるようになることが大切です。

地域に様々な形で気軽に集える場所やネットワークをつくり、人と出会い、つながるきっかけを増やします。様々な人との関わりや、福祉教育を通じて、一人ひとりの多様性を受け止め、みんなが尊重し合える関係をつくっていくことができるまちを目指します。

### 基本目標2 活動する

誰もが、それぞれの持ち味やできることを活かす機会をつくり、活躍できる地域づくりを進めます。

誰もが、それぞれ持ち味や強みを持っています。地域生活がより豊かになるには、福祉制度が充実するだけでなく、地域の福祉活動が活発になり、困っている人に支援の手が届くようになることが必要です。そのためには、担い手の裾野を広げ、福祉活動を発展・継続させていくことが大切です。

持ち味や特技を活かす機会を増やすことにより、地域の福祉活動に参加する人を増やします。 一人ひとりが地域福祉において役割を果たし、地域の中で活躍できるまちを目指します。

### 基本目標3 支え合う

誰もが安心して暮らせる地域になるように、 みんなで課題に取り組み、支え合う仕組みをつくり ます。

いつまでも安心して住み慣れた地域で暮らしていくために、誰もが身近なところで相談でき、 適切な支援を受けられることが大切です。また、誰もが地域の中で孤立することなく、いきいき と暮らしていくためには、地域での見守り体制を強化し、制度のはざ間の課題や複合課題に連 携して取り組む体制を整えることが大切です。

困りごとを抱えた人が、身近な支え合いの関係から早期に支援につながり、安心してその人らしい暮らしを送ることができるようにします。住民や関係機関が連携して、地域の課題の解決に向けて取り組むまちになることを目指します。

### 第2章 計画の展開

### 1 基本目標別の展開

### 基本目標1 つながる

地域に、様々な人と出会い、互いに尊重し合う 関係が生まれる場をつくります。

### 現状·課題



### ■身近な居場所を増やす必要があります

地域に気軽に顔を出せるような居場所がない人が多いのが現状です。

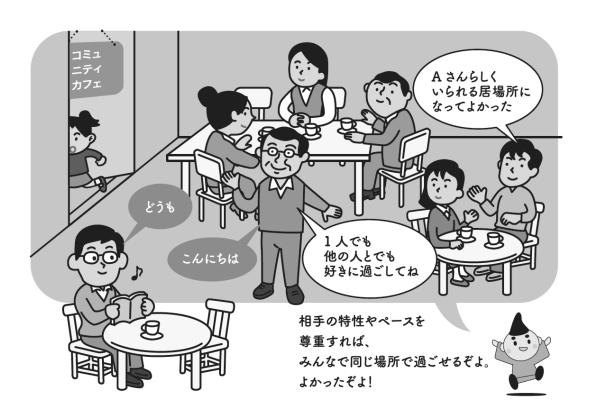
### ■様々な居場所をつくっていく必要があります

人付き合いや集団が苦手な人、対面が苦手な人、周囲に気を使う家族を連れている 人、移住者など、地域で居場所を見つけにくい人もいます。

### ■住民同士が多様性を理解し、受け止められるようになる必要があります

ご近所トラブルや孤立などの課題背景として、日頃から地域での相互関係が乏しくなってきていることが考えられます。現状の福祉教育だけでは十分ではなく、子どもの頃から様々な人との出会いを経験する機会が望まれます。

### 目指すべき姿



「基本目標1 つながる」では、以下のようなまちを目指します。

- ・地域には、年代、性別、障がい、人種、価値観、性のあり方、職業、生活様式 などが異なる様々な人が暮らしていることを理解し、互いに尊重し合う関係を 築くことができるまち
- ・誰もが身近に心の拠り所となる場所を持つことができるまち
- ・様々な人と出会う機会があり、互いの多様性を受け止め、つながりが広がるま ち
- ・災害時や非常時にも、互いの多様性に配慮しつつ、地域で協力し、助け合うことができるまち

### 取り組みの方向性

「基本目標 | つながる」を達成するために、以下のような取り組みをしていきます。

### ◆多様性の理解・啓発

年代、性別、障がい、人種、価値観、性のあり方、職業、生活様式などの違いを超えて人と 関わる機会をつくり、個々の違いに触れ、多様性について考える機会を増やします。また、 多様性を認め合い、理解を深めるための啓発を行います。

### ◆居場所づくり

ミニデイ・サロン以外にも、現役世代の男性や若い世代、育児中の女性、親子連れなどが 安心して集える、様々な場づくりに取り組んでいきます。

また、社会参加が不得意な人や、感染症が拡大している時期でも、つながりを持てるよう な仕組みづくりを検討していきます。

### ◆互いがつながる·受けとめ合う関係づくり

福祉教育や啓発イベント、交流の場などでの考える機会を通じて、互いに多様性を理解し、 個を尊重し、孤立や排除のない地域をつくっていきます。

### 【主な取り組み】

- ♥多様性への理解の促進
- ✓イベントや講座等での理解促進・啓発活動
- ✓ミニデイ・サロンの普及・開催支援

など

♥重点的な取り組み

# しながる」の取り組みを進めるために期待される役割 基本目標1

## 団体・グループ等

- 活動を通じてまちを見守る 地域の様々な人が交流する場を作り、参加 を呼びかける
  - 地域の活動を通じて、多様性に対する理解 を深める
    - 障がいや年代に配慮して開催方法を工夫

日頃から声かけ・挨拶をして地域のつなが

りの輪を広げる

地域に住む様々な人や、多様な生活スタイ

ルに関心を持ち、理解を深める 地域の人と互いに尊重し合う関係を築<

### 地域に、様々な人と出会い、 互いに尊重し合う関係が 生まれる場をつくります

# -事業者・関係機関等

- ✓ 地域の一員として、積極的に地域に出る
- 市・市社協・地域の活動に協力し、福祉や 多様性の理解について啓発・助言をする
- 所・つながりづくりに取り組み、助言を行う 専門性を活かし、多様性に配慮した居場

- **交流のスペースや機会を提供し、地域のし** ながりづくり・居場所づくりに協力する
  - ✓ 個々の特性や事情に配慮したサービスを イ 従業員の多様性の理解を促進する 提供する

- - や多様性についての理解を促進する 身近な居場所を増やすため、地域の施設 や企業等と連携する

### 市社協

- ✓ 関係団体と連携・協力しながら、多様な切り口での福祉理解・相互理解の場づくりを進める
   ✓ 身近な居場所づくり(ミニデイ・サロン等)を支援する
   ✓ 身近な居場所の活用が進むよう、住民や専門職に情報提供する
   ✓ 新たなつながりづくりの取り組みについて研究・提案をする

### 基本目標2 活動する

誰もが、それぞれの持ち味やできることを活かす機会をつくり、活躍できる地域づくりを進めます。

### 現状·課題



### ■地域の福祉活動の参加意欲を高める必要があります

現状、地域におけるボランティア\*に参加している市民の割合は、I割未満です。また、 地域のボランティアに対する参加意向がある市民の割合は半数弱であり、参加意向が ない市民の割合も半数弱を占めます。

### ■個々の生活スタイルに合う多様な参加形式を検討する必要があります

特技や参加意欲があっても、時間や年齢、体力などの関係で参加に踏み出せない人もいます。

### ■地域活動の担い手を増やす必要があります

雇用延長や女性の就業率の向上により、地域の活動に参加する市民の年齢が高くなっていることも担い手不足の要因の一つと考えられます。特に、活動のリーダーとなる人

や地区ボランティアセンターのコーディネーターなど、地域福祉活動をけん引する人材の 育成が課題となっています。

※ 地域におけるボランティア活動は、個人での活動や市内の団体や組織の活動、地区ボランティアセンターでの活動など、活動形態は様々なものを含みます

### 目指すべき姿



「基本目標2 活動する」では、以下のようなまちを目指します。

- ・ボランティア活動に参加しやすい体制が整い、多くの人がボランティア活動に 参加できるまち
- ・それぞれの特技や強みを地域のために役立てることができ、地域の中で活躍で きるまち
- ・地域の中でやってみたいことがある人に、地域の資源や人的サポートを提供し、実現を後押しできるまち
- ・活動者や支援者に対する研修やフォローアップ体制が整い、地域活動の担い手 が育つまち

### 取り組みの方向性

「基本目標2 活動する」を達成するために、以下のような取り組みをしていきます。

### ◆地域の活動にかかる情報発信

ボランティア情報を広く発信し、市民の関心を高め、参加者の希望や特技に合った活動に 結び付きやすくします。

### ◆一人ひとりできることを活かして活動する機会づくり

地域のボランティアなどの活動を開始するときには、ノウハウの共有や、場所・用具の貸し 出し等により、活動を始めやすくします。

参加可能な時間だけ、体力を使わないことだけ、得意なことだけなど、個々の生活スタイル に合わせて参加できる仕組みづくりを進めます。

### ◆担い手の育成・支援

市や市社協などによる研修や活動支援などにより、活動者の継続や資質の向上をサポートすることで、担い手となる人材を増やしていきます。

### 【主な取り組み】

- ♥地域参加の仕組み・きっかけづくり
- ✓ボランティア活動の活性化
- ✓ボランティアへの支援の充実
- ✓地区ボランティアセンター活動の支援

など

●重点的な取り組み

# 活動する」の取り組みを進めるために期待される役割 基本目標2

# 回体・グループ等

- 自分たちの活動を幅広くPRする
- ボランティア活動の良さを積極的に発信
- 強みや生活スタイルに合わせた参加形態 を検討する

### できることを活かす機会を つくり、誰もが活躍できる 地域づくりを進めます それぞれの持ち味や

# 事業者·関係機関等

- 市・市社協・地域の活動との協働や情報発
- 専門性を活かして地域の活動に助言や支 接をする
  - ボランティア活動の機会の提供や受け回と

### 商店·企業等

- **地域の一員であることを意識し、地域の活** 動について情報収集する
  - ✓ 地域活動に対し、強みを活かして協力・支
- ・援する ✓ 市・市社協・地域の活動に積極的に協働す る

- 4 幅広い対象に向けてボランティア活動に関 する情報発信を行う
  - バランティア活動を開始・継続しやすい仕組みづくりを進める

### -市社協

- ✓ 年代や特性などに合わせて興味を引く情報発信、周知を行う
   ✓ 活動プログラムや情報提供の仕組みを検討・整備する
   ✓ 地区活動の継承のためにリーダー的人材の育成を継続的に支援する
   ✓ 身近な福祉活動拠点として、地区ボランティアセンターが活用されるように支援する

地域の活動について関心を持つ・情報収

特技や強みを活かせる活動に参加する

### 基本目標3 支え合う

誰もが安心して暮らせる地域になるように、 みんなで課題に取り組み、支え合う仕組みをつくり ます。

### 現状·課題



### ■誰もが安心して暮らせるまちづくりが求められています

高齢、障がい、病気、生活困窮、子育て不安、判断能力の低下など生活上の課題を抱えていても、尊重され、安心して暮らせるように体制や仕組みを整えていく必要があります。

### ■地域の課題を地域で取り組む力が求められています

各地域に課題やニーズがあります。地域住民同士で、地域における困りごとや不安なことについて、話し合う機会を持ち、解決策や支援について考え、取り組みを進めていくことが求められています。

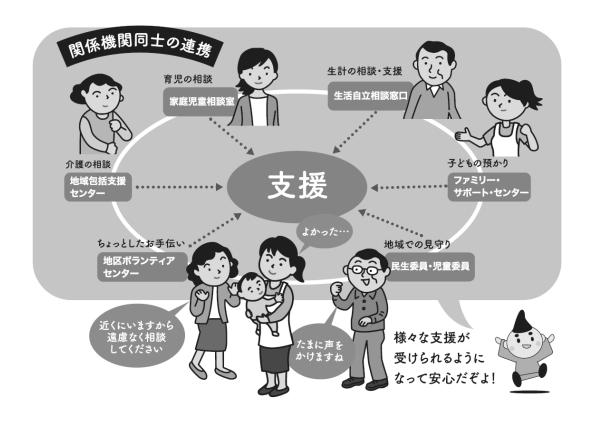
### ■はざ間・複合課題にも対応できる相談支援体制をつくる必要があります

はざ間や複合的な課題に対応できるよう、身近な相談窓口や支援につながる包括的

な支援体制を各地区に整備していく必要があります。

また、ひきこもり、8050 問題、ダブルケア、ヤングケアラーなど社会情勢の変化により新たに生じる福祉課題に柔軟に対応できる体制を整備していく必要があります。

### 目指すべき姿



「基本目標3 支え合う」では、以下のようなまちを目指します。

- ・生活課題を抱えていても、尊重され、住み慣れた地域でその人らしく暮らして いけるまち
- ・地域で困りごとを抱えた人に寄り添い、見守り、支え合うまち
- ・関係機関同士が密に連携し、はざ間・複合課題のケースにも適切な支援が提供できるまち
- ・市民が成年後見制度や、判断能力が不十分な人について理解し、権利擁護を大切しているまち
- ・福祉の専門職がスキルアップし、より一層質の高い支援が受けられるまち

### 取り組みの方向性

「基本目標3 支え合う」を達成するために、以下のような取り組みをしていきます。

### ◆地域の課題に地域で取り組むことができる体制づくり

地域における福祉にかかる課題について、地域住民同士で話し合い、考える機会を持ち、 地域住民の力で解決に向けて取り組むことができる体制づくりを進めます。

### ◆連携強化

制度のはざ間や複合的な課題の案件に対して、関係機関同士が協力することで十分な支援が提供できるよう、関係機関同士の連携の強化を図ります。

### ◆相談支援体制の充実

市民が困りごとや聞きたいことに合った相談窓口や、その分野の専門家にスムーズにつながるよう、相談支援体制を充実するとともに、相談窓口の周知を図ります。

地域の中で、行政や地域の支援が必要だと感じる人や判断能力が不十分な人、はざ間・複合課題を抱えた人等を発見し、早期に支援につなげる仕組みづくりを進めます。

### ◆権利擁護の推進

判断能力が不十分な人が、権利を侵害されたり、意思を尊重されなくなったりしないよう、 権利擁護に関する啓発と支援を行います。

成年後見制度や関連する事業、成年後見制度の相談窓口について周知します。また、判断能力が不十分な人が適切な支援を受けられるように、地域と関係機関で連携する支援体制の構築を進めます。

### 【主な取り組み】

- ♥相談支援体制・連携の充実
- ♥成年後見制度の普及・利用促進
- ✓専門職の対応力向上(連携した対応、知識やノウハウの共有)
- ✔総合相談体制の更なる充実

など

♥重点的な取り組み

# 支え合う」の取り組みを進めるために期待される役割 基本目標3

## 回体・グループ等

- 住民の気づきを受け止める
- 活動で把握した地区の課題を発信・共有
- ・ 地区内の団体や相談窓口と連携する・ 判断能力が不十分な人が早期に支援 ながるよう支援する

### 暮らせる地域になるように、 みんなで課題に取り組み、 支え合う仕組みを 誰もが安心して つくります。

### 市社協-

- 多様化・複雑化する福祉課題に対し、関係 機関との連携を図りながら相談窓口機能
- を充実する **V** 成年後見制度の利用促進及び権利擁護の 推進を図る **V** 民生委員・児童委員や地区ボランティアセ ンターなど地区の相談の担い手に対し、ス キルアップのための支援を行う

## 商店·企業等

- 事業を通じて地域の見守りや支え合いに
- 協力する地域の相談窓口や、判断能力が不十分な
- 人を支える制度を知る 強みを活かして地域の課題の解決に向け て協力する 事業や地域参加で把握した課題を、新たな 取り組みにつなげる

### 문

- 多様化・複雑化する福祉課題に対応する相 談・支援の体制を整備する
  - 判断能力が不十分な人を支える制度や支 援を周知・啓発する
    - 専門職のスキルアップを支援する

- 身近な相談窓口や支援について関心を持 ち、情報を収集する
  - 判断能力が不十分な人を支える制度や支
- 緩やかな見守り合いを心がけ、気付きを相、
  - 地域の支え合い活動に参加する いい意味でおせっかいになる 談窓口につなげる

# -事業者·関係機関等

- 地域の困りごとを受け止め、専門的な助言 や支援をする
- 専門性を活かして、地域の見守りや支え合
- - や提案をする 生活課題を抱える人の早期発見・早期支 援に協力する

### 2 重点的な取り組み

本計画における3つの基本目標を達成し、基本理念を実現していくためには、地域住民同士の「理解」と「支え合い」が重要です。住み慣れたまちで最後まで自分らしく安心して暮らしていくためには、一人ひとりの特性や意思を尊重しながら、地域で支え合える仕組みが必要です。そのため、本計画において特に力を入れる取り組みを「重点的な取り組み」として位置づけます。

### 重点的な取り組み(1) 多様性への理解の促進

### 取り組みの概要

「多様性への理解の促進」は、地域資源や既存の福祉教育等の取り組みを、多様性を理解する場や機会として活用し、誰もが福祉を身近に感じ、地域における特性や事情の異なる人々に対する理解と尊重を進める取り組みです。

市社協では、体験学習などの福祉教育プログラムを活用し、地域や福祉施設等と連携して福祉についての理解啓発を進めてきました。

しかし、福祉に対する理解がまだ十分に浸透しているとはいえず、引き続き取り組んでいく必要があります。また、地域には年代、性別、障がい、人種、価値観、性のあり方、職業、生活様式などが異なる様々な人が暮らしており、それぞれの多様性への理解を高めることにも力を入れていきます。

今後、地域や関係機関と連携して福祉を身近に感じる講座やイベントを開催し、福祉教育プログラムを活用した理解促進に取り組むほか、地域の課題としてみんなが一緒に考え、具体的な行動につなげていくため、住民や福祉事業者、商店、企業等が学んだり、考えたりする場や機会をつくっていきます。

### 計画期間内に取り組むこと

### 広く多様性を理解する機会づくり

既存のプログラムの活用をはじめ、地域の資源や様々な団体・機関などと連携をしながら、 人や暮らしなど様々な多様性への理解を進めることに取り組みます。

### ◆興味関心の「入り口」になる講座やイベントの開催

- ・地域の人たちや関係団体と協働して、様々な人に興味関心を寄せてもらえるような、ハードルの低い(身近に感じられる/入りやすい)機会づくりに取り組みます。
- ・新たな場面づくりだけでなく、多くの人が集まるイベントや講座など、既存の取り組みとのコ ラボレーションなど、様々な機会を活用していきます。

### ◆様々な人が集える、多様な場づくりの支援

- ・ミニデイ・サロン活動など、出会い・交流しながら様々な人が多様性を理解する場となるよう 支援します。
- ・そうした場が地域に増え、誰もが自分の居心地の良い場を見つけられるよう、身近な地区 での居場所づくりを推進・支援します。

### 関係機関との協働による福祉の学びの場づくり

子どもから大人まで、また地域の商店や企業等を含むすべての人たちに、多様性の理解が 進むことを目指します。

### ◆地域の様々な団体などとの協働

- ・福祉施設や学校、その他関心を持っていただける商店や企業なども含む他の団体等とも 協力しながら、福祉や多様性を身近に感じられる学びの場をつくるよう取り組みます。
- ・また、様々な対象があることから、これまで作成した「福祉教育プログラム」以外の手法や ツールについても検討をしていきます。

### 重点的な取り組み(2) 地域参加の仕組み・きっかけづくり

### 取り組みの概要

「地域参加の仕組み・きっかけづくり」は、地域の中で取り組んでみたい活動のアイデアなどを実現できるよう新たな地域参加の形を模索したり、誰でもその人の持ち味を活かした地域の活動参加につながるような情報発信・情報提供に取り組むものです。

市社協のボランティアセンターでは、情報紙の発行、ボランティアコーディネーター(相談員)による相談・コーディネート、「ボランティア大学」、「ユースボランティア茅ヶ崎」ほかの講座開催等を通して、ボランティア活動や地域参加につなげるための支援をしてきました。

また、地区ボランティアセンターでは、地区の住民同士の支え合いとして、支援が必要な人からの相談を受けての日常生活の支援のほか、ミニデイ・サロン活動などを行い、地区を中心とした福祉活動の受け皿・拠点となっています。

しかし、地域のボランティア活動の担い手不足、ニーズと活動者のマッチングなど、まだ課題は残されており、引き続き地域活動への参加を活性化するために、取り組んでいく必要があります。

### 計画期間内に取り組むこと

### 地域活動に参加しやすくする仕組みの検討

今後、やりがいや学び、仲間ができるなどのボランティア活動に参加するメリットを積極的に 発信したり、参加しやすい活動形態や活動時間の調整などで参加者を増やしたりといった、活動の活性化のための取り組みを推進していきます。

そのために、地区ボランティアセンターなど地区を中心とした活動場面のほか、ボランティア活動の機会を提供している福祉施設などとも情報交換を進め、連携していきます。

また、市社協ボランティアセンターを中心に、関係機関と連携をしながら、一人ひとりの「やりたいこと」が地域への参加につながるような情報発信・情報提供の仕組みを検討していきます。

この他、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などの状況を踏まえ、市社協では「感染予防を意識した 地域福祉活動のガイドライン」を作成、公開しました。様々な状況の中で、関わる人がお互いの安全・安心を思いやれるような地域活動の再開・スタートを支援していきます。

### 重点的な取り組み(3) 相談支援体制・連携の強化

### 取り組みの概要

「相談支援体制・連携の強化」は、子どもや障がい者、高齢者、生活困窮者等の分野を横断し、地域と専門機関のみんなで困りごとを抱えている人を支える相談支援体制を構築する取り組みです。

前計画の取り組みの中で、保健・医療・福祉の初期相談窓口である福祉相談室の設置や、 地区内の関係機関が連携して様々な生活課題に取り組むコーディネーター配置事業など先駆 的な取り組みを行ってきました。

しかし、少子高齢化の進展等の社会情勢の変化により、既存の制度だけでは解決が難しい「制度のはざ間」や複合的な課題を抱える人の更なる増加が見込まれます。今後は、既存の取り組みを基盤とした「地域力の強化」と、どのような相談も受け止める「総合相談体制の強化」を一体的に進め、より強固で柔軟な相談支援体制を構築します。

### 計画期間内に取り組むこと

### 地域力の強化

地区ボランティアセンターなど既存の地区での活動を活かし、関係団体や専門機関が連携し、相談の共有や支援の調整などを行う体制をつくります。

上記の活動で把握した生活課題に対して、地区でできる取り組みなどの検討を行います。

### 総合相談体制の強化

複数の専門機関が関わる複合的な課題を抱える人や世帯への支援について、状況に応じ

た体制をつくり、丸ごとの支援を行います。

また、長期的に本人や世帯に伴走して支援を継続できる体制づくりに取り組みます。

### 重点的な取り組み(4) 成年後見制度の普及・利用促進

ここでは、判断能力が不十分な人などの権利擁護を促進するとともに、成年後見制度をはじめとする、判断能力が不十分な人が活用できる制度や仕組みの利用を促進します。

詳しくは、次の第3章 成年後見制度利用促進基本計画の中で取り上げます。

### 第3章 成年後見制度利用促進基本計画

### 1 計画策定の趣旨

### (1)計画策定の背景

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどによって、物事を判断する能力が十分でない人(以下、「本人」といいます。)の権利を守るため、成年後見人等を選任して、本人の暮らしや財産を法的に支援する制度です。平成 II 年の民法の一部改正により、従来の制度が見直され、平成 I2 年に現在の制度が開始されました。判断能力が不十分であっても、本人らしく暮らし続けていくために、成年後見制度は重要な役割を果たすものと考えられます。

しかしながら、制度利用者は増加傾向にあるものの、その利用者数は、制度の利用対象となり得る認知症高齢者等の人数に対して、著しく少ない状況が続いています。

こうした中、平成 28 年5月には「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、 市区町村に対して、制度利用に関する施策について基本的な計画を定め、必要な体制の整備 に努めることを明示しました。

これらを踏まえ、判断能力が不十分な人を、成年後見制度をはじめとする適切な支援へつなぎ、本人の権利が守られる地域づくりを目指し、市においても、新たに「茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画」を策定するものです。

### (2)計画の位置づけ

市ではこの計画を、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条第1項の「当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置づけます。

### 2 制度について

### (1)制度の趣旨

成年後見制度は、①ノーマライゼーション、②自己決定権の尊重、③身上保護の重視、といった基本理念に基づき、判断能力が不十分な人の権利を守る支援者(以下、「成年後見人等」といいます。)を選び、契約を本人に代わって結ぶことや、本人の不利益につながる判断による行為を取り消す等、本人を法的に保護し、本人が安心して本人らしく暮らしていくことを支援する制度です。

### 成年後見制度の基本理念

①ノーマライゼーション	障がいなどがあっても、個人として尊重され、地域で通常の生活			
	ができるという考え方			
②自己決定権の尊重	判断能力が低下しても、残っている能力を最大限活用して本人			
	が決定できるように支援し、本人が決める権利を尊重するという			
	考え方			
③身上保護の重視	財産管理だけではなく、本人が良好な生活を維持できるように			
	支援することを重視するという考え方			

成年後見制度は、本人が本人らしく暮らしていくことを支援する制度であるため、本人の意思や自己決定権を尊重することが原則とされています。まずは本人にある意思を最大限に引き出し、その意思決定を尊重した支援を行うとともに、意思の表出が難しい人でも意思決定を支援することとされています。

### ~成年後見制度はこのような困りごとに活用できます~

判断能力が不十分な人が、不動産や財産を管理したり、福祉サービスの利用に関する契約を結んだりする必要があっても、自分で行うことが難しい場合があります。また、本人にとって不利益な契約であっても判断ができずに契約を結んでしまうことにより、消費者被害にあう恐れもあります。

成年後見制度を利用することにより、成年後見人等は本人に次のような支援を行うことができます。

### ①自宅を訪問し、必要な福祉サービスを本人の代わりに契約する





### 身上保護 (しんじょうほご)

施設等への入所手続き や福祉サービスを利用 するための契約を行 なったり、利用料等の 支払いなどを本人に代 わって行うことができ ます。

### ②本人の財産を管理する





### 財産管理

本人とともに、もしくは代わって財産管理をします。 年金の受け取りや公共料金の支払いなどの収支管理、不動産の管理、印鑑や預貯金通帳の管理などを行います。

### ③本人にとって不利益な契約をしてしまったら取り消す





### 契約等の取り消し

例えば、本人が悪徳商法の被害 にあって、住宅リフォームを契 約したり、不要なものや高額な 商品を購入した場合、成年後見 人等は、本人の行った契約を取 り消すことができます。

成年後見人等は、選任の申立ての際に候補者をあげることができます。最終的には、家庭裁判所により決定がなされますが、親族が選任されることもあります。また、親族間で身上保護や財産管理の方針に食い違いがある等の理由により、親族に適当な候補者がいない場合等には、弁護士・司法書士・行政書士・社会福祉士等の法律や福祉に関する第三者の専門家が選任されることもあります

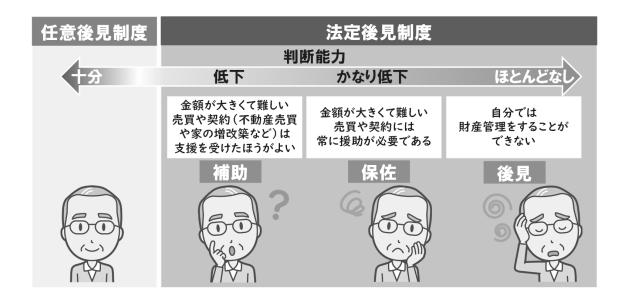
### (2)制度の内容

成年後見制度は、判断能力が不十分な人が利用される制度で、大きく分けると「**任意後見** 制度」と「法定後見制度」があります。

任意後見制度は、本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ本人が選んだ人(任意後見人)に、判断能力が低下した場合に代わりにしてもらいたいことを契約(任意後見契約)で決めておく制度です。

法定後見制度は、本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって、支援者(成年後見人等)が選ばれる制度です。更に「補助」、「保佐」、「後見」という3つの類型があり、本人の判断能力の程度に応じて類型が選ばれます。

成年後見人等は、本人の家族等の親族後見人、第三者である専門職の専門職後見人、社会福祉法人等の団体が後見人に就任する法人後見人、身近な地域の人で専門的な研修を受講した市民後見人などに分類され、家庭裁判所により選任されます。



### 成年後見制度の現状と課題

### (1)茅ヶ崎市の成年後見制度に関する取り組み状況

市では、成年後見制度に関する事業や、関連する事業を通じて、成年後見制度の利用による支援や、関係機関同士の連携、人材育成などの取り組みをしています。

### 相談支援及び普及啓発

平成 20 年度より市の市民提案型協働推進事業として、成年後見支援センターがスタートしました。協働推進事業が終了した平成 23 年度以降も、市の委託事業として制度に関する相談受付・情報提供や申立て手続き支援、制度の広報・啓発、制度に関わる関係機関との連携推進等を行っています。

また、市では成年後見支援制度普及啓発事業として、成年後見制度講演会を開催し、市民に向けた制度の普及・啓発に取り組んでいます。

### 成年後見制度の専門職や関係機関との連携

市における成年後見制度の利用促進について検討する上での参考とするため、関係機関等より意見を聴取する成年後見制度利用促進研究会を開催しています。

また、実際に支援に携わる専門職、関係機関等が参加する勉強会を開催し、知識を深め、制度の利用促進につなげるための取り組みを行っています。

### 市長申立て及び助成

成年後見制度の利用が必要であるものの、配偶者や四親等内の親族による申立てができないなどの場合、市長が代わりに家庭裁判所へ申立てをすることができます。近年、市長申立ての件数が増加しています。

市では、経済的な理由で成年後見制度の利用が困難な人を対象に、申立て費用と成年後 見人等への報酬を助成しています。

### 市民後見人の養成

市民後見人は、専門職以外の市民が養成研修等を受講し、成年後見制度に関する一定の知識や技術を身に付けた人の中から家庭裁判所により成年後見人等として選任された人です。制度利用の需要が高まることにより、専門職の成年後見人等が不足することが想定されていますので、市も平成28年度より市民後見人の養成に取り組んでいます。

### あんしんセンターの運営(成年後見制度関連事業)

市社協では、平成11年より判断能力が不十分になったときでも、住み慣れた地域で安心して 生活できるよう、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理、書類預かりのサービス(日常生活自立支援事業)により援助を行う「あんしんセンター」を運営しています。

日常生活自立支援事業の対象となる人は、事業の利用の意思を表示でき、契約内容が理解できる人であり、契約に基づいて、福祉サービスの利用手続き援助や日常生活費の管理、 重要な書類等の預かりなどに限定して援助するものです。

### (2)全国の成年後見制度に関する現状

全国における高齢者・障がい者の現状と将来推計

日本の高齢化は、急速に進んでいます。国の推計では、「団塊の世代」が 75 歳以上となる 令和 7 年には、高齢者人口(65 歳以上の人口)が約 3,677 万人に達し、令和 22 年まで増加傾向が続くと見込まれています(P95 参照)。

また、認知症の高齢者も増加しており、国の推計では、令和7年に700万人に達し、65歳以上の5人に1人が認知症になると見込まれています。

全国における障がい者も年々増加しています。平成 22 年から平成28年の 6 年間で、全国における障害者手帳の所持者のうち、療育手帳所持者数は、約 20 万人増加して約 105 万人、精神保健福祉手帳所持者は、約 36 万人増えて約 97 万人となっています。

### 全国における成年後見制度の利用者の現状

成年後見制度の利用者について、全国では、令和元年 | 2 月末日時点で 224,442 人となっています。また、成年後見制度を利用するために、家庭裁判所に申立てを行った件数は、平成 3 | 年 | 月から令和元年 | 2 月の | 年間で 35,959 件となっています。

### (3)茅ヶ崎市の成年後見制度に関する現状

茅ヶ崎市における高齢者・障がい者の現状と将来推計

市においても、認知症高齢者が増加し、見守り支援が必要な人が増えてきており、今後、更に増加することが推定されます。(PIOO 参照)

また、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を持つ人の増加が続いています。平成 27 年度から令和 2 年度の 5 年間で、療育手帳所持者は 39 | 人増えて 1,626 人、精神障害者保健福祉手帳所持者は 549 人増えて 1,883 人となっています。(P99参照)

### 茅ヶ崎市における成年後見制度の利用状況

市における成年後見制度の利用者は平成 28 年が 353 件でしたが、令和元年は 372 件となっています。内訳は、「成年後見」類型が約 80%を占めています。

市民アンケートの結果では、成年後見制度を知っている人(全体の約70%)の中では、多くの人が「必要な制度」と考えていますが、「できれば利用したくない」と考えている人も見られます。また、約25%の人が「今の自分には関係ない」と考えています(P128参照)。

### 茅ヶ崎市における成年後見制度に関係する相談

事業所を対象としたアンケート\*に回答した事業所のうち、約70%が成年後見制度に関する相談を受けたことがあり、半数の事業所が制度利用者の対応をしたことがあると回答しています。業務の中で、成年後見制度に関する対応が求められていることがうかがえます(P102 参照)。

### (※調査の詳細はPI02を参照)

市では、成年後見支援センターや市社協などで、成年後見制度の利用に関する相談を受け付けています。成年後見支援センターでは、年間おおよそ 400 件以上の相談に対応しています(PIOI 参照)。

市民を対象としたアンケートでは、病気や加齢により判断能力が低下したときに、多くの人が「家族・親族」に相談したいと考えています。次いで「市役所」や専門職(弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士等)が多くなっており、市役所以外の相談窓口を挙げている人は、多くありません(P131 参照)。

成年後見人等と本人との関係については、専門職が選任される割合が高くなっていますが、 最高裁判所は、成年後見人等にふさわしい親族などの身近な支援者がいる場合は、本人の利 益保護の観点から、親族らを選任することが望ましいとしており、実際に親族後見人が約 20% 程度選任されています(P98 参照)。

成年後見人等として支援することができる担い手を確保・育成することや、親族後見人に対する継続的な支援を行う必要性が増していることがうかがえます。

### 茅ヶ崎市における成年後見制度の認知度

市民を対象としたアンケートでは、全体の約70%が成年後見制度のことを知っていましたが、内容を知っている人は25.3%にとどまっています(PI27参照)。

また、事業所を対象としたアンケートでは、回答した事業所のうち3割が「内容はあまりわからない」と回答しています(P102 参照)。

市民だけではなく、高齢者や障がい者にサービスを提供する側においても、成年後見制度の 周知や理解が十分とはいえないことがうかがえます。

### (4)茅ヶ崎市の成年後見制度の利用促進にあたっての課題

市の現状から、成年後見制度の利用促進にあたっては、主に以下のような課題が挙げられます。

- ✓ 成年後見制度の正しい理解を広める必要性
- ✓ 早期発見・早期支援の必要性
- ✓ 利用しやすい環境づくりの必要性
- ✓ 担い手の養成・育成の必要性
- ✓ 身上保護を重視した福祉的支援の必要性

### 4 目指すべき姿

市は、判断能力に不安がある等の理由により支援を必要とする人が、成年後見制度をはじめ、地域の中での支え合いや福祉サービス等の適切な支援により、意思を尊重され、地域の中で安心して、自分らしい生活を送ることができるようなまちとなることを目指します。

「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン2」では、基本目標3として「支え合う 誰もが安心して暮らせる地域になるように、みんなで課題に取り組み、支え合う仕組みをつくります。」を掲げています。茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画は、基本目標3を推進し、基本理念である「一人ひとりを尊重し、共に見守り支え合い、心豊かに暮らせるまちをつくります」の実現に向けて取り組みを進めます。

今後、誰もが制度の内容を正しく理解し、判断能力が不十分等により支援を必要とする人や、 親族後見人等を支援する地域の仕組みづくり、連携体制の整備、利用しやすい制度運営など に取り組んでいきます。

### 目指すべき姿

自分らしさを大切に!支えがあれば決められる! みんなで権利を守り 暮らしを支える地域づくり

### 5 取り組みの展開

目指すべき姿のイメージを共有し、その実現に向けて、以下の取り組みを本人・家族・近隣住民・福祉関係者・専門職後見人等団体・行政が連携し、展開していきます。

### ①広報・周知を通じた理解促進・啓発活動

福祉関係者はもとより、市民全体が制度の内容や制度を利用するメリット・デメリット\*を正しく理解することにより、権利擁護意識の向上を図ります。また、誰にとっても身近な制度となるよう、制度の周知・啓発に取り組みます。

### 主な取り組み

- ・啓発パンフレットやホームページ、啓発イベント等により、支援を必要とする人々(本人・家族等)や関係者、市民それぞれに向けて、制度や相談窓口についての広報活動、権利擁護意識の向上を図る取り組み等を行います。
- ・任意後見制度を活用した事前の対策についての周知を行います。

### ※制度を利用するメリット・デメリット

制度を利用することにより、福祉サービスの利用等、本人の生活に必要な支援の手続きができるようになることや、本人に不利益な契約を取り消すことができる等、本人を法律的に支援することができるなどのメリットがあります。

一方、デメリットとしては、制度利用開始に向けた手続き(申立て)が煩雑であることや、制度の利用開始後は、家庭裁判所への定期的な報告に向けた、日頃からの預貯金等の管理が必要なこと、申立て費用や成年後見人等が専門職の場合、報酬費用が必要となることなどが挙げられます。

### ②早期に支援につなげる体制づくり

支援が必要な人の存在に早期に気付き、速やかに適切な支援につなげるための体制づくりを進めます。

→ + \ D=		<b>⊘</b> □ -	7.
主な取	しり	杂日人	$^{\prime\prime}$
		/PLI-U	_

・相談窓口の明確化と広報を行います。

・つなぎ役を担う地域の関係者や関係機関と連携し、制度が必要な人 に対する早期支援体制の検討を進めます。

### ③利用しやすい制度運営

本人や家族等が円滑に制度を利用でき、成年後見人等が支援を必要とする人の特性に応じ、具体的な身上保護に重点を置いた適切な支援を行うことができるよう取り組みを進めます。

### ・意思決定支援を「チーム」\*\*で実施し、その人の意思を最大限尊重した支援を行います。

### ・本人や親族に対して、申立て等の支援を行います。

### 主な取り組み

- ・地域や関係機関と連携して、申立て人がいないために制度を利用できていない人を早期に発見し、迅速な市長申立てを行います。
- ・申立て費用や後見報酬の助成件数の拡大など、助成の在り方について検討していきます。
- ・専門職と連携した支援を行うことができるよう、専門機関との連携の 強化に努めます。

### ④地域の関係機関同士のネットワークの構築

支援を必要とする人を発見し、適切な支援につなげ、本人の意思や状況を継続的に把握するため、地域における既存のネットワークを活用しながら、地域全体で支援する仕組みづくりを検討します。

### 主な取り組み

- ・専門職や関係機関が連携した支援を行うことができるよう連携の強 化に努めます。
- ・関係者が「チーム」\*となり、本人や親族を支援します。
- ·成年後見制度の利用促進を総合的に推進する役割を担う中核機関 の設置に向けた検討を進めます。
- ・本計画の評価及び進行管理を行う審議会の設置を検討します。

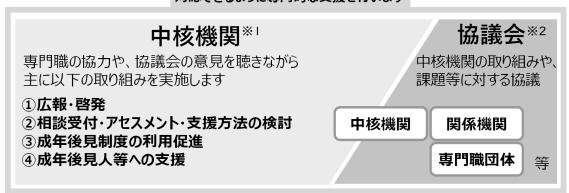
※チーム:成年後見人等や身近な親族、近隣住民、福祉・医療等の関係者が「チーム」となって、日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みのことです。新たにつくるものに限らず、既につくられているチームに成年後見人等が参加するケースもあります。

### 市における地域連携のイメージ

### 本人と成年後見人等を支援するチーム



### 本人の権利擁護支援の課題について対応できるように専門的な支援を行います



### ※1 中核機関

専門職による助言支援の確保、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関です。様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門的知識や地域の専門職や幅広い関係者との信頼関係を維持発展させ、円滑に協力を得るノウハウ等を段階的に蓄積しつつ、地域における連携・対応強化を継続的に推進していく役割を担うことが求められています。

### ※2 協議会

制度利用開始の前後を問わず、「チーム」に対し、法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体です。

### ⑤専門的人材の育成支援

成年後見制度の利用にあたって専門的支援が十分に提供されるよう、人材育成支援を行います。成年後見人等となる市民後見人の養成、相談対応や申立て、日常生活支援ができる人材の育成、専門職の研鑽の支援などを行います。

・市民や地域の関係者、	事業者等を対象	えとした講演会等	を開催しま
す。			

#### 主な取り組み

- ・市民後見人を養成し、成年後見人等として選任後も研修等により継続的な活動支援を行う体制を整備します。
- ・必要に応じて、専門職団体(弁護士会、司法書士会、行政書士会、社会福祉士会等)と連携を図り、相談支援に関わる者を対象とした講座や研修会等の企画・開催を行います。

#### ~ここがポイント~

これまで市は、制度の広報活動や相談対応、書類作成支援、親族後見人支援等の細やかな 支援に加え、権利擁護に係る専門機関の連携を深めるための会議等の開催など、制度の利用 促進に向けた取り組みを積み重ねてきました。

今後は、これまでの取り組みを基礎とし、新しい総合相談機能と地域づくり機能、中核機関を一体的に運用することで、以下のような包括的な相談支援を行うことができる体制の強化を検討します。

- ・地域や専門機関等の「チーム」による、相談初期から制度利用後までの連続した迅速な支援
- ・問題を抱えた人の早期発見や、地域の生活を見守る体制づくりなどの地域との協働した長期的な支援
- ・地域や関係機関を対象とした実働を伴った実効性の高い制度の周知

こんな事例が あります

# ~チーム支援と市長申立て~

Aさん(20歳代/男性/知的・精神障がい)は、一軒家に祖父と2人で暮らしています。両親はすでに他界し、祖父の他に頼れる身内もいません。

ある日、近隣住民から市へ「Aさんの祖父が緊急搬送されて、どうやら入院になったようです。Aさんは障がいがあるようなので | 人で大丈夫か心配です。」と連絡がありました。

すぐに相談員が自宅を訪問して、Aさんの様子を伺いました。

Aさんは、自分自身の身の回りのことはできますが、物事を理解し判断することや、お金の管理などは苦手なことがわかりました。主治医からは成年後見人が必要と言われています。

顔なじみの近隣住民や民生委員、専門職が「チーム」になってAさんの応援団となり、Aさんの生活を見守ることになりました。

そんな矢先、祖父が亡くなりました。「チーム」はAさんがこれからどこでどんな生活をしたいのかを丁寧に聞き取ると、自宅で一人暮らしは不安を感じるとのことで、Aさんに合う施設を探し、同時に、成年後見制度を利用すべく市長申立ての手続きを進めることになりました。

後見人候補者にはAさんの特性をよく理解して、長い期間の関わりができるような専門職を立てました。

その後、自宅の近くで施設も見つかり、候補者も正式に成年後見人に就任しました。 成年後見人はAさんに寄り添いながら、施設入所契約や財産管理、身上保護に関する 支援を開始しました。顔なじみの近隣住民や専門職の「チーム」との連携も引き続き重 要です。

Aさんは新しい住まいで新しいお仲間とAさんらしい生活を送ることになりました。

# 第4章 計画推進に向けて

# 1 計画の推進体制

本計画は、社会環境や経済情勢の変化、制度等の改正、多様化する生活ニーズに的確にこたえながら、効果的かつ着実に推進しなければなりません。

計画の推進、進行管理のために、市の附属機関である「茅ヶ崎市地域福祉推進委員会」及び庁内会議の「茅ヶ崎市地域福祉推進調整会議」、市社協が設置する「茅ヶ崎市地域福祉活動計画推進委員会」において、計画の進捗状況を把握・検証するとともに、取り組みを評価する体制を取ります。

あわせて、計画期間中に、社会環境の変化や法改正等が生じた場合、必要な見直し等を行っていきます。

市の「茅ヶ崎市地域福祉推進委員会」と市社協の「茅ヶ崎市地域福祉活動計画推進委員会」については、必要に応じて両委員会を合同で開催するなど、計画の推進に向けて積極的に連携・調整を行います。

#### 地域福祉推進委員会

公募市民、市内の福祉団体、学識 経験者等の代表者16人以内で組 織する市長の附属機関。

地域福祉計画の行動目標、重点 的な取り組み等の進行を管理す る。

#### 地域福祉推進調整会議

地域福祉計画に位置づく具体的 事業を推進する庁内関係機関を調 整する会議。

計画の推進に当たり、総合計画や個別計画等との整合を図る。

#### 連携・調整

それぞれが実施する 事務事業や取り組みに ついては、それぞれの 委員会の中で評価・進 行管理を行う。

市

事務局

市は、市社協の評価 を踏まえ、計画全体と しての進捗状況を把握 し、評価・見直しを行

#### 地或副上透射画推進委員会

市内の福祉団体、学識経験者等の 代表者15人以内で組織する委員会。

地域福祉活動計画の策定・改定に 関することや、取り組みの進捗管理・評価を行う。

# 市協 )

#### 法人運営部門

- ●理事会
  ●評議員会
- ●総合企画委員会

各事業委員会、計画推進委員会などからの提案・意見を反映させながら、市社協としての活動方針や体制整備等を検討、決定する。

# 67

# 2 進捗管理と評価方法

本計画では、基本理念の実現に向けた取り組みの着実な推進を図るため、年度ごとに取り組み状況について把握し、必要に応じて、取り組み内容の見直しや追加を行います。

取り組み状況については、各関係機関からの活動内容や実績の報告、課題等の情報収集やヒアリングなどの情報もあわせて総合的に評価を行います。

地域福祉活動は対面での活動が中心であるため、新型コロナウイルス感染症の拡大・収束 状況により、取り組みの進捗も左右されることが想定されます。新しい課題が生じた場合でも、 目指すべき姿に近づくためにできることを検討し、基本理念の実現に向かって進めていきます。

# 資料編

# 資料編

# 1 根拠法令等

#### (1)社会福祉法(抜粋)

#### 第一条(目的)

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まつて、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

#### 第三条(福祉サービスの基本的理念)

福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに 健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援す るものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

#### 第四条(地域福祉の推進)

地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たつては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

#### 第五条(福祉サービスの提供の原則)

社会福祉を目的とする事業を経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、

保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、 これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

#### 第六条(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

#### 第百七条(市町村地域福祉計画)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

#### 第百九条(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事

#### 業

2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区(地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区及び同法第二百五十二条の二十の二に規定する総合区をいう。)の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第一項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。

4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第一項各号に掲げる事業を実施することができる。

- 5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の総数の五分の一を超えてはならない。
- 6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

#### (2)地域福祉活動計画策定指針(抜粋)(全国社会福祉協議会)

地域福祉活動計画とは、「社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行うもの、社会福祉を目的とする事業(福祉サービス)を経営するものが協働して地域福祉を推進することを目的とした民間の活動・行動計画」である。

#### (3)社会福祉協議会について

社会福祉協議会(以下、「社協」という。)は、地域住民、社会福祉の関係者などの参加・協力を得て組織・活動することを大きな特徴とし、民間組織としての「自主性」と、広く住民や社会福祉関係者に支えられた「公共性」という 2 つの側面を併せ持った民間非営利組織です。社会福祉法第109条に、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と明記されています。

社協は、市区町村、都道府県・指定都市及び全国段階に設置され、そのネットワークにより活動を進めている団体です。茅ヶ崎市には「茅ヶ崎市社協」があり、地域の住民組織、公私の社会福祉や保健・医療・教育などの関連分野の関係者、さらに、地域社会を形成する幅広い種々の専門家や団体、機関によって構成されています。

その活動は、「住民主体」の理念に基づき、地域が抱える様々な福祉課題を地域全体の課題ととらえ、みんなで考え、話し合い、協力して解決を図ることにより、福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を目指すものです。

具体的には、住民の福祉活動・ボランティア活動の場づくり、仲間づくりなどの支援や、社会福祉

に関わる公私の関係者や団体、機関との連携、福祉サービスの企画・実施などとなり、 各市町村等の特性により内容が異なります。

茅ヶ崎市社協では、地区での福祉活動の充実や支え合いの体制づくりに力を入れており、「地区担当制」など各地区支援の窓口となる職員を決め、地区社協を中心として顔の見える関係づくりをしながら、各地区の福祉活動を支援しています。

# 2 計画策定の体制及び経過

- (1)茅ヶ崎市地域福祉推進委員会
- ①設置根拠

茅ヶ崎市地域福祉推進委員会規則(抜粋)

#### (趣旨)

第1条 この規則は、茅ヶ崎市附属機関設置条例(平成10年茅ヶ崎市条例第44号)に基づき設置された茅ヶ崎市地域福祉推進委員会(以下「委員会」という。)の所掌事項、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (所掌事項)

第2条 委員会は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条第1項の規定に基づき、茅ヶ崎市地域福祉計画の策定及び変更並びに当該計画に基づく施策の推進に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議するものとする。

#### (委員)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 市の区域内の公共的団体等の代表者
- (3) 市の区域内の福祉団体の代表者
- (4) 学識経験を有する者
- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

#### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (意見の聴取等)

第6条 委員会は、その任務を行うため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

#### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部福祉政策課において処理する。

# (委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

# ②委員名簿

任 期:令和4年6月30日まで

推進委員会規則 区分	選出区分	氏 名	所属·役職名
(1) 市民	Ⅰ 市民	<sup>よねしげ</sup> ょうこ 米 重 ヨウ子	(公募)
		ながた けいいちろう 永田 啓一朗	(公募)
(2) 市の区域内 の公共的団体 等の代表者	2 茅ヶ崎市民生委員児 童委員協議会の代表 者	いしい ただひこ 石井 忠彦	茅ヶ崎市民生委員児童委員 協議会 常任理事
	3 市内の福祉施設職員 の代表者	服部 直也	茅ヶ崎市障害者施設連絡会 会計
		おのだじゅん小野田潤	一般社団法人茅ヶ崎市介護 サービス事業者連絡協議会 理事
	4 社会福祉法人茅ヶ崎 市社会福祉協議会の 代表者	ほそや まこと 細谷 誠	社会福祉法人茅ヶ崎市社会 福祉協議会 事務局次長
	5 茅ヶ崎市地区社会福 祉協議会連絡協議会 の代表者	すぎゃま しげのり 杉 山 茂紀	茅ヶ崎市地区社会福祉協議 会連絡協議会 副会長
	6 茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会の代表者	くらかね さかえ 倉 金 榮	茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会 茅ヶ崎南地区まちぢから協議会 会長
	7 一般社団法人茅ヶ崎 医師会の代表者	すずき みさこ 鈴木 美佐子	一般社団法人茅ヶ崎医師会 理事
	8 商店·企業等の代表 者	まっど ゃすあき 松戸 康彰	茅ヶ崎商工会議所 事務局長

(3) 市の区域内 の福祉団体の代	9 市内の福祉団体、ボラ ンティア団体等の代表		じゅんいちろう 淳一郎	特定非営利活動法人あいむ 湘南 管理者
表者	者	<sup>さかもと</sup> 坂 本	<sub>ひろこ</sub> 弘 子	子育てサロン「みずきッズ」
		かただ	あきこ 朗 子	福祉相談室連絡会議 代表
(4) 識見を有する 者	10 識見を有する者	とよだ	まねひろ 宗裕	聖徳大学 教授
		しまむら	としお	特定非営利活動法人介護の
		島村	俊 夫	会まつなみ 理事長
		おのうえ 尾上	ょしこ <b>美</b> 子	おのうえ合同事務所

(敬称略)

- (2)茅ヶ崎市地域福祉推進調整会議
- ①設置根拠

茅ヶ崎市地域福祉推進調整会議要綱(抜粋)

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する茅ヶ崎市地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)を策定し、及び変更し、並びに当該計画に基づく施策を推進するに当たり、福祉、保健、まちづくりその他の地域福祉の推進にかかわる施策との調整を図るため茅ヶ崎市地域福祉推進調整会議(以下「調整会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 調整会議の所掌事項は、次のとおりとする。
  - (1) 福祉、保健、まちづくりその他の地域福祉の推進にかかわる施策との調整に関すること。
  - (2) その他地域福祉の推進にかかわる施策との調整に必要な事項 (組織)
- 第3条 調整会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長は、福祉部長をもって充て、副会長は、こども育成部長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。 (会長及び副会長)
- 第4条 会長は、調整会議の会務を総理し、調整会議を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第5条 調整会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

(意見の聴取等)

第6条 調整会議は、必要があると認めるときは、会議に関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 調整会議の庶務は、福祉部福祉政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が調整会議に諮って定める。

#### 別表(第3条関係)

総務部市民自治推進課長 企画部企画経営課長 企画部秘書広報課長 市民安全部防災対策課長 市民安全部中民相談課長 経済部産業振興課長 文化生涯学習部文化生涯学習課長 文化生涯学習部男女共同参画課長 福祉部福祉政策課長 福祉部生活支援課長 福祉部障害福祉課長 福祉部高齢福祉介護課長 福祉部介護保険担当課長 こども育成部子育て支援課長 こども育成部こども育成相談課長 こども育成部保育課長 こども育成部児童クラブ担当課長 都市部都市政策課長 都市部建築指導課長 建設部道路管理課長 市立病院事務局医事課長 保健所保健予防課長 保健所健康増進課長 教育委員会事務局教育推進部学校教育指導課長 教育委員会事務局教育推進部社会教育課長教育委員会事務局教育推進部十少年課長 教育委員会事務局教育推進部教育センター長

- (3)茅ヶ崎市地域福祉活動計画推進委員会
- ①設置根拠
- 茅ヶ崎市地域福祉活動計画推進委員会設置要綱(抜粋)

(目的)

第1条 この要綱は、茅ヶ崎市地域福祉活動計画推進委員会(以下「委員会」という。)の設置・運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の設置)

第2条 茅ヶ崎市地域福祉活動計画を推進するため、茅ヶ崎市地域福祉活動計画推進委員会を設置する。

(協議事項)

- 第3条 委員会は、次に掲げる事項について調査、審議する。
  - (1) 茅ヶ崎市地域福祉活動計画の推進に関すること
  - (2) その他市社会福祉協議会会長が必要と認める事項

(委員会の構成)

- 第4条 委員会は、委員15名をもって構成し、次の各号に掲げる部門別に会長が委嘱する。
  - (1) 学識経験者

- (2) 社会福祉協議会
- (3) 市福祉部門
- (4) 民生委員児童委員協議会
- (5) 市内福祉施設·機関
- (6) まちぢから協議会連絡会
- (7) ボランティア・当事者団体等
- 2 この委員会に委員長 | 名及び副委員長 | 名を置く。委員長及び副委員長は委員の互選による。 (委員長の職務)
- 第5条 委員長は委員会の会務を統括し、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を行う。 (委員会の招集)
- 第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

(小委員会の設置)

第7条 委員会は必要に応じて、小委員会を設置することができる。

(意見等の聴取)

第8条 委員会は、その任務を行うため必要があると認めるときは、会議等に関係者の出席を求め、 その意見または説明をきくことができる。

(委員の任期)

第9条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、市社会福祉協議会事務局において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

#### ②委員名簿

任期:令和3年3月31日まで

選出部門	氏名(敬称略)	所属·役職
学識経験者	島村俊夫	(特非)介護の会まつなみ 理事長
社会福祉協議会	*************************************	茅ヶ崎市社協評議員(学識経験者)
	坂井修一	茅ヶ崎市地区社会福祉協議会連絡協議会副会長
	菊地 隆雄	神奈川県社協 地域福祉推進部 地域福祉推進担当主幹

民生委員児童委員児童委員協議会     おからまた。     第ケ崎市民生委員児童委員協議会 会長)       「茅ケ崎地区民生委員児童委員協議会 会長」     (社福)碧 事業部長       なおとまる。     特別養護老人ホーム カトレアホーム 施設長	
資協議会	
あぉゃゃぎ ਫ਼さゅき   特別養護老人ホーム カトレアホーム 施設長	
市内福祉施設・	
機関 (特非)茅ヶ崎市障害者施設連絡会 潮 聡 司 (・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
潮 『 い	
サまかわ のぶと 山川 信人 児童養護施設白十字会林間学校 施設長	
まちぢから協議会 まりゃ よしあき 茶ケ崎市まちぢから協議会連絡会 森谷 義明 スピリナリー・ハバットは著名を長い	
連絡会 森谷 義明 (鶴嶺東地区まちぢから協議会会長)	
が、 できた	
ボランティア・当 マラ・サ	
事者団体等	
佐々木 里子 きらきらぼし子育ち応援する会 代表	

(敬称略)

# (4)計画策定の経過

<平成 31/令和元年度>

年月日	経過
令和元年	◆政策調整会議·政策会議
7月2日	○第4期茅ヶ崎市地域福祉計画・第6次茅ヶ崎市地域福祉活動計画・第1期茅ヶ崎
7月 16 日	市成年後見制度利用促進基本計画の一体的な策定について、政策決定した。
	◆第Ⅰ回茅ヶ崎市地域福祉推進調整会議
令和元年	○第4期茅ヶ崎市地域福祉計画・第6次茅ヶ崎市地域福祉活動計画・第1期茅ヶ崎
7月17日	市成年後見制度利用促進基本計画の一体的な策定について、計画の方向性と策定
	スケジュールを報告した。

	◆令和元年度第1回地域福祉推進委員会・令和元年度第1回地域福祉活動計画
	推進委員会(市・市社協合同開催)【計画策定の諮問(市)】
	(1) 第4期茅ヶ崎市地域福祉計画・第6次茅ヶ崎市地域福祉活動計画・第1期茅
	ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画の策定に係る推進スケジュールにつ
	いて
	(2)「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン」の振り返りについて
令和元年	(3) 第4期茅ヶ崎市地域福祉計画・第6次茅ヶ崎市地域福祉活動計画・第1期茅
7月24日	ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画の策定の方向性について
	(4) 第4期茅ヶ崎市地域福祉計画・第6次茅ヶ崎市地域福祉活動計画・第1期茅
	ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画の策定に係るアンケート項目の検討
	について
	○計画策定について諮問した。
	○これまでの取り組みを振り返り、次期計画策定に向けてのスケジュール確認などを
	行った。
	◆令和元年度第2回地域福祉推進委員会·令和元年度第2回地域福祉活動計画
	推進委員会(市・市社協合同開催)
	(1) 成年後見制度について
	(2) 第4期茅ヶ崎市地域福祉計画・第6次茅ヶ崎市地域福祉活動計画・第1期茅
令和元年	ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画の策定に係るアンケート項目の検討
9月25日	について
	(3) 第4期茅ヶ崎市地域福祉計画・第6次茅ヶ崎市地域福祉活動計画・第1期茅
	ケ崎市成年後見制度利用促進基本計画の策定について
	○新たに加わる成年後見制度利用促進基本計画の理解共有を図り、市民意見の聴
	取に向けたアンケートについて検討を行った。
令和元年	◆「地域福祉推進のためのアンケート調査」実施
11月~12月	○市民の意見を計画に反映するため、アンケート調査を実施した。
	◆令和元年度第3回地域福祉推進委員会
	(1)第1期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画検討状況について
	(2)「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン」中間評価結果後~計画後半
令和元年	の取り組みについて
11月28日	(3) 第4期 茅ヶ崎市地域福祉計画・第6次茅ヶ崎市地域福祉活動計画・第1期
	茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画の策定について
	○市社協の計画事業の進捗を報告した。次期計画策定に向けて現状・課題、理想と
	するまちの姿について検討を行った。

	◆令和元年度第3回地域福祉活動計画推進委員会
	(1) 第4期茅ヶ崎市地域福祉計画・第6次茅ヶ崎市地域福祉活動計画・第1期茅
令和元年	ケ崎市成年後見制度利用促進基本計画策定について
11月28日	(※9月委員会でのグループワーク意見を参考に)
11 7 20 1	(2) 現行計画における市社会福祉協議会の取組の状況について
	○市社協の計画事業の進捗を報告し、次期計画での取り組みに向けた意見を受け
	<i>t</i> -。
令和元年	◆成年後見制度に関する実態把握調査の実施
12月~	○市内の福祉関連事業所を対象に成年後見制度に関する実態を把握する目的で
令和2年3月	アンケート調査を実施した。
	◆計画策定にかかる意見交換会(5地区)(開催中止となった8地区ではアンケート
令和2年	を実施)
Ⅰ 月~4月	○地域住民、地域団体、関係機関等の参加を得て、各地区で意見交換会を開催し
	<i>t</i> =。
令和 2 年	◆令和元年度第4回地域福祉推進委員会·令和元年度第4回地域福祉活動計画
3月23日	推進委員会の中止による資料送付
3 H Z3 D	○新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、委員会が中止となった。
令和 2 年	◆第2回茅ヶ崎市地域福祉計画推進調整会議(書面会議)
3月31日	○計画の骨子案について審議した。

# <令和2年度>

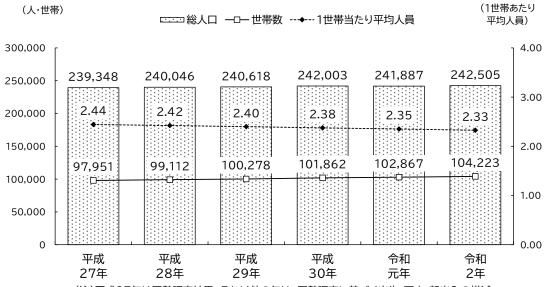
年月日	経過
	◆令和2年度第1回地域福祉推進委員会·令和2年度第1回地域福祉活動計画推
	進委員会(書面会議)
	(1) 新プランの基本目標の設定について~市民アンケート調査・計画策定にかか
令和 2 年	る意見交換会・推進委員会からの検討~
7月27日	(2) 第4期茅ヶ崎市地域福祉計画・第6次茅ヶ崎市地域福祉活動計画・第1期茅
/ // 2/ [	ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画素案について
	(3) その他 新プランの愛称について
	○市民アンケートや計画策定にかかる意見交換会等の意見を踏まえ、基本目標の設
	定、次期計画の構成概要、プランの愛称について意見を受けた。
令和2年	◆第1回茅ヶ崎市地域福祉推進調整会議(書面会議)
8月18日	○計画素案について審議した。

	◆令和2年度第2回地域福祉推進委員会
	(I) 令和元年度 取り組みの振り返りについて
令和2年	(2) 第4期茅ヶ崎市地域福祉計画・第6次茅ヶ崎市地域福祉活動計画・第1期茅
8月 25日	ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画策定素案について
	(3) その他 新プランの愛称について
	○市の計画事業の進捗を報告し、次期計画素案の内容について検討した。
	◆令和2年度第2回地域福祉活動計画推進委員会
	(I) 令和元年度 取り組みの振り返りについて
令和2年	(2) 第4期茅ヶ崎市地域福祉計画・第6次茅ヶ崎市地域福祉活動計画・第1期茅
8月 25日	ケ崎市成年後見制度利用促進基本計画策定素案について
	(3) その他 新プランの愛称について
	○市社協の計画事業の進捗を報告し、次期計画素案の内容について検討した。
	◆令和2年度第3回地域福祉推進委員会
令和2年	(1) 第4期茅ヶ崎市地域福祉計画・第6次茅ヶ崎市地域福祉活動計画・第1期茅
10月1日	ケ崎市成年後見制度利用促進基本計画策定素案について
	○次期計画素案の内容について検討した。
	◆令和2年度第3回地域福祉活動計画推進委員会
令和 2 年	(1) 第4期茅ヶ崎市地域福祉計画・第6次茅ヶ崎市地域福祉活動計画・第1期茅
10月2日	ケ崎市成年後見制度利用促進基本計画策定素案について
10721	○次期計画素案の内容について検討した。計画素案として委員会から会長へ報告し
	<i>t</i> =。
令和2年	◆計画策定の答申(市)
11月2日	○計画策定について、答申された。
令和2年	◆社会福祉法人 茅ヶ崎市社会福祉協議会 理事会(市社協)
11月5日	○10月2日に推進委員会から会長に報告を受けた次期計画素案について、理事
11734	会へ報告した。
令和2年	◆社会福祉法人 茅ヶ崎市社会福祉協議会 評議員会(市社協)
11月19日	○10月2日に推進委員会から会長に報告を受けた次期計画素案について、評議
	員会へ報告した。

# 地域福祉に関連する統計データ

#### (1)人口に関する統計

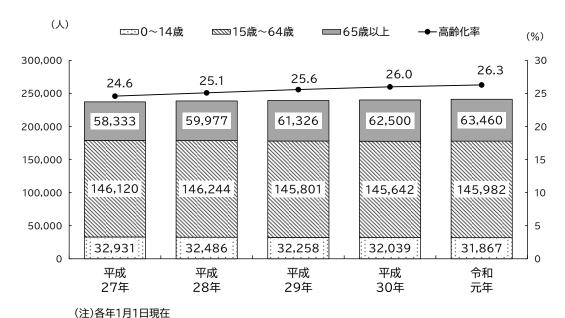
### ①人口と世帯数の推移



(注)平成27年は国勢調査結果、それ以外の年は、国勢調査に基づく出生・死亡・転出入の増減より推計した人口及び世帯数(各年10月1日現在)。

資料:茅ヶ崎市行政総務課

#### ②年齢3階級別人口の推移



資料:茅ヶ崎市行政総務課(神奈川県年齢別人口統計調査結果報告)

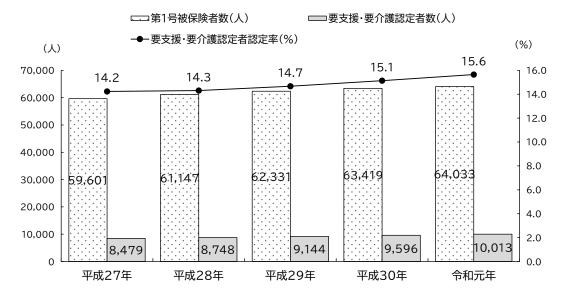
### ③世帯類型の変化

		平成	12年	平成17年		平成22年		平成27年	
		世帯数(世帯)	構成比 (%)	世帯数(世帯)	構成比 (%)	世帯数(世帯)	構成比 (%)	世帯数(世帯)	構成比 (%)
_	般世帯数	80,822	100.0	87,698	100.0	93,356	100.0	97,817	100.0
	核家族世帯	55,331	68.5	59,044	67.3	62,661	67.1	64,777	66.2
	単独世帯	18,043	22.3	21,761	24.8	24,205	25.9	27,388	28.0
	うち高齢単身世帯	4,158	5.1	6,266	7.1	7,843	8.4	9,911	10.1

資料:国勢調査

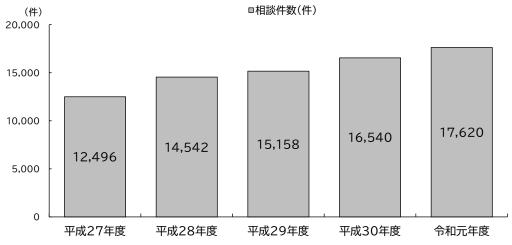
# (2)高齢者に関する統計

# ①高齢者に占める要支援・要介護認定者の割合



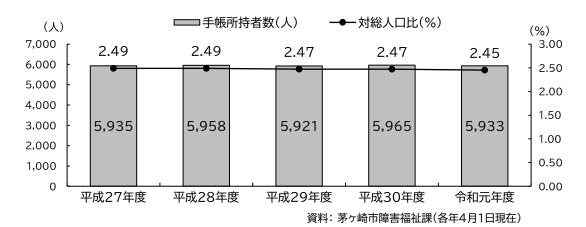
資料: 茅ヶ崎市高齢福祉介護課(各年9月末日現在)

#### ②地域包括支援センターの相談件数の推移

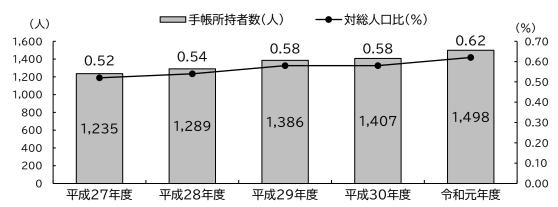


### (3)障がい者に関する統計

# ①身体障害者手帳所持者の推移

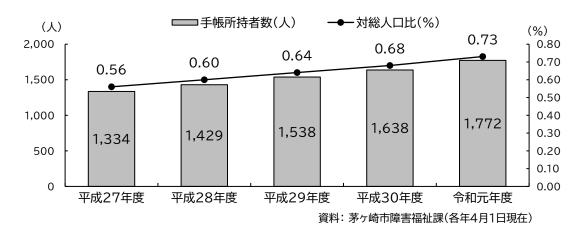


# ②療育手帳所持者の推移



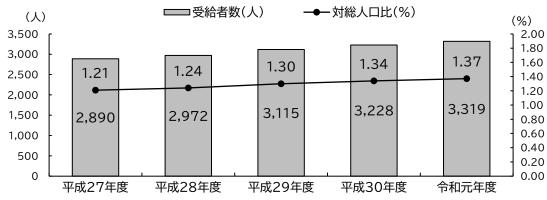
(注)療育手帳…おおむね18 歳までに知的障害が認められた方に対して、指導相談を行うとともに、知的 障害者福祉法上の援護、その他各種制度を利用するために県知事が交付するものです。 資料: 茅ヶ崎市障害福祉課(各年4月1日現在)

#### ③精神障害者保健福祉手帳所持者の推移



86

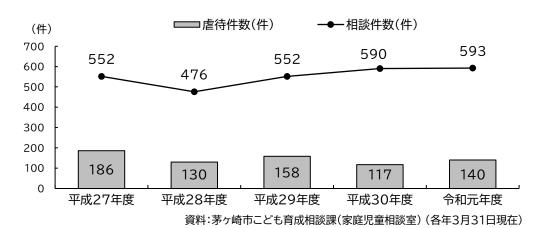
### ④自立支援医療(精神通院)受給者数の推移



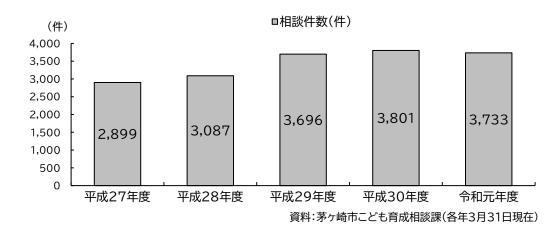
資料: 茅ヶ崎市障害福祉課(各年4月1日現在)

#### (4)子ども・子育てに関する統計

#### ①家庭児童相談室の相談件数等の推移

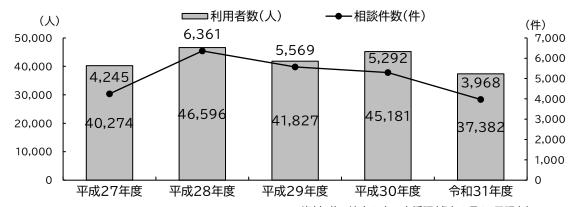


②こどもセンターの相談件数



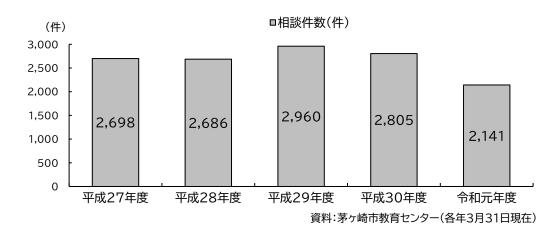
87

### ③子育て支援センターの利用者数、相談件数の推移



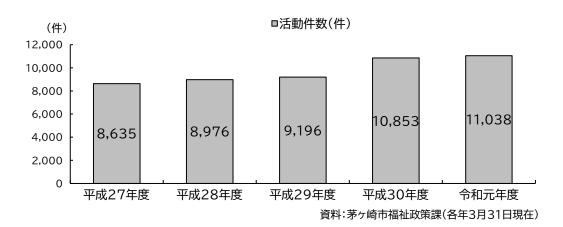
資料:茅ヶ崎市子育て支援課(各年3月31日現在) ※令和2年3月は新型コロナウイルス感染症予防対策により臨時休館、電話相談のみ対応

#### ④青少年教育相談室の相談件数の推移

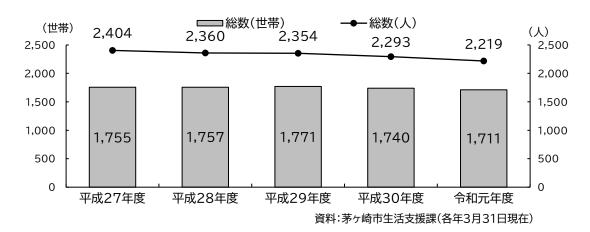


# (5)その他福祉に関する統計

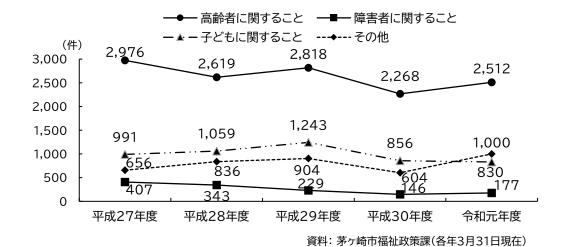
#### ①福祉相談室の状況



### ②生活保護の状況

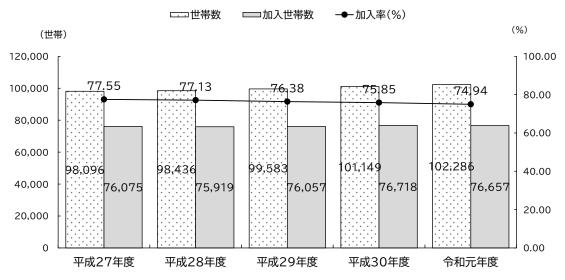


#### ③民生委員児童委員活動(分野別相談・支援件数)の推移



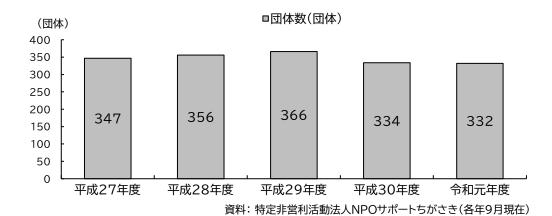
# (6)市民活動に関する統計

# ①自治体加入世帯数と加入世帯率の推移



資料: 茅ヶ崎市市民自治推進課(各年4月1日現在)

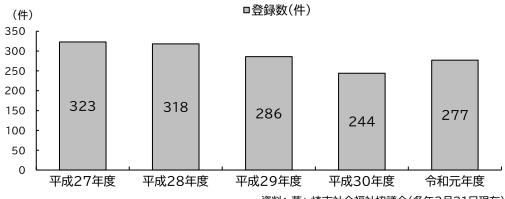
# ②市民活動団体数の推移



90

# (7)ボランティア活動・地区活動等の状況

# ①茅ヶ崎市社会福祉協議会登録ボランティアの推移



資料: 茅ヶ崎市社会福祉協議会(各年3月31日現在)

# ②ボランティアコーディネート数(市社協ボランティアセンター)(令和元年度)

		単 発	依 頼		継続依頼(延べ人数)				合 計			
依頼内容	依頼 件数	活動 者数	団体数	団体 活動 者数	依頼 件数	活動 者数	団体数	団体 活動 者数	依頼 件数	活動 者数	団体数	団体 活動 者数
行事	24	49	6	12	110	134	26	26	133	183	32	38
保育	11	28	2	4	0	0	0	0	11	28	2	4
外出援助	17	18	0	0	209	43	153	315	226	61	154	315
送迎(車)	4	4	0	0	215	197	0	0	219	201	0	0
送迎(徒歩)	0	0	0	0	120	38	61	83	120	38	61	83
話・遊び相手	0	0	0	0	192	69	74	140	193	69	74	140
演芸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	2	3	0	0	40	258	8	15	162	261	8	15
合 計	57	102	9	16	887	739	322	579	1,064	841	331	595

資料: 茅ヶ崎市社会福祉協議会(令和元年度)

# ③地区ボランティアセンターの活動実績(令和元年度)

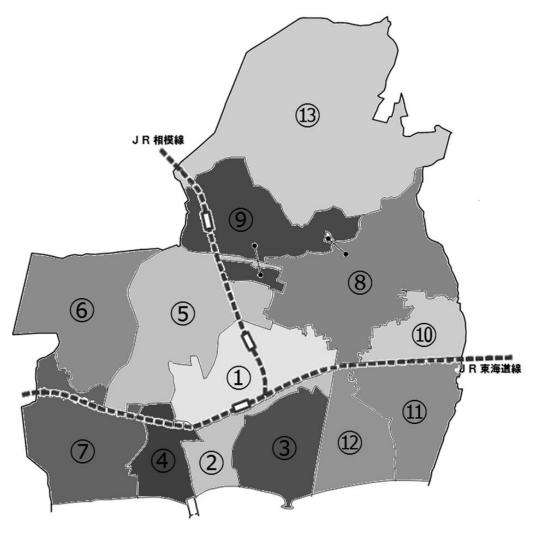
名称	住所	電話番号
サポートはますか	旭が丘8-15	88-5116
湘北地区ボランティアセンター	香川2-18-17	27-2030
まつなみボランティアセンター	常盤町2-2(松浪コミュニティセンター内)	84-0301
みんなのこわだボランティアセンター	小和田3-2-44 茅ヶ崎市営小和田住宅外複合施設内 1階	55-1341
つるみね西ボランティアセンター	萩園2360-1(鶴嶺西コミュニティセンター内)	73-8280
ふれあい支えあい松林サポートセンター	- 赤羽根1332-1パストラル弐番館101	52-1349
小出ボランティアセンター	堤1928-1(皆楽荘内)	98-0901
つるみね東ボランティアセンター	矢畑129-4	86-7639
南湖ボランティアセンター	茅ヶ崎市南湖4-4-10 (クリエイト茅ヶ崎南湖店2階)	85-1510
ボランティアセンター海岸	東海岸南1-1-4 サンハイツ茅ヶ崎	85-5540
ボランティアセンター湘南「ハート&ハート」	浜見平11-1(ハマミーナ内)	85-3000
ボランティアセンターちがさき	元町12-8	58-0707
ボランティアセンター茅ヶ崎南	幸町19-40幸町アパート1階	38-8445

<sup>※</sup>地区の区分は P94 参照

受付時間	事業開始	活動 登録者	コーディ ネーター	活動件数	延べ時間
月・火・木・金9時30分~12時 第1水(福祉なんでも相談)9時 30分~12時	平成15年6月3日	50名	17名	695件	1,474時間
月・木10時~12時 第2火(福祉なんでも相談)10時 ~12時	平成15年9月21日	36名	10名	171件	304時間
火·水·木·金9時~12時	平成16年6月1日	33名	4名	411件	1,291時間
月·金10時~12時	平成20年7月1日	69名	8名	152件	687時間
水·金10時~12時	平成21年1月19日	56名	12名	750件	820時間
火·金9時30分~12時	平成21年3月31日	70名	10名	267件	634時間
火·金9時30分~12時	平成21年11月3日	53名	11名	439件	2,619.5時間
火·金9時30分~12時	平成22年7月27日	90名	15名	480件	1,112.5時間
火·金9時30分~12時	平成23年4月5日	54名	9名	214件	637時間
水·金10時~12時	平成23年10月31日	35名	11名	328件	699時間
火·金9時30分~12時	平成24年4月2日	50名	9名	417件	687時間
火·金9時30分~12時	平成24年7月3日	61名	14名	171件	449.5時間
火·金10時~12時	平成30年4月3日	79名	10名	222件	929時間

資料: 茅ヶ崎市社会福祉協議会(令和元年度)

茅ヶ崎市における 13 地区



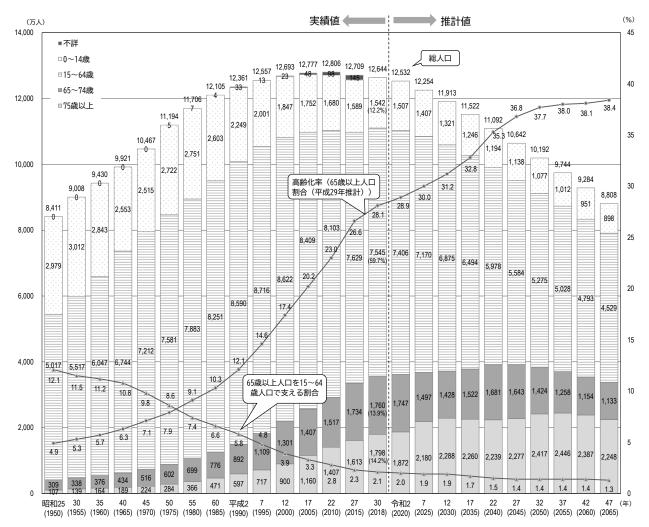
SC .	地区名	該当する自治会名		
	茅ヶ崎	本町第一、本町第二、本町第四、元町第一、元町第二、 茅ヶ崎グリーンハイツ、パークタウン茅ヶ崎、ニューライフ、 パークタウン茅ヶ崎第二件宅、ザ・パークハウス茅ヶ崎		
1		新栄町第一、新栄町第二、矢畑南、バークスクエア湘南等ヶ崎、 十間坂、茅ヶ崎グランドハイツ、藤和茅ヶ崎ハイタウン、 藤和ハイタウン湘南茅ヶ崎、レクセルマンション茅ヶ崎、		
2	茅ヶ崎 南	若松町幸、共恵中央、共恵東、幸町、共恵海岸通り 中海岸		
3	海岸	東海岸北一丁目、東海岸北二丁目、東海岸北三丁目、 東海岸北四丁目、東海岸市一丁目、 東海岸南二丁目、東海岸南三丁目、東海岸南四丁目、 東海岸南五丁目、東海岸南六丁目、バシフィックガーテン等ヶ崎		
4	南湖	茶屋町、鳥井戸、上町、中町、下町、新南湖		
5	鶴嶺東	円蔵、矢畑、西久保、浜之郷、下町屋、TBS、 サニータウン茅ヶ崎、ホームタウン茅ヶ崎、 ライオンズ茅ヶ崎ザ・アイランズ		
6	鶴嶺西	萩園、新田、今宿、今宿グリーンハイム、 萩園サンハイム、ファミール等ヶ崎、第一ハイツ茅ヶ崎、 ライオンズマンション茅ヶ崎第三、コスモ茅ヶ崎ブレシオ、 リステージ茅ヶ崎ツインマークス		

		地区名	該当する自治会名				
	•	湘南	中島、柳島、松尾、浜見平団地、松風、 エクシード茅ヶ崎、ベルパーク湘南茅ヶ崎、 グランヴァーグ茅ヶ崎				
	8	松林	菱沼、室田、上赤羽根、中赤羽根、下赤羽根、高田、 ニュータウン茅ヶ崎、ショクサンビラ、オクトス湘南茅ヶ崎				
	9	湘北	甘沼、香川、松風台、鶴が台団地、鶴が台一街区、 ライトタウン茅ヶ崎、みずき				
$\frac{1}{1}$	10	小和田	新宿、本宿、赤松町、赤松、菱沼小和田、 ブランヴェール湘南茅ヶ崎				
	10	松浪	浜竹一丁目、浜竹二丁目、浜竹三丁目、浜竹四丁目、 松浪一丁目、松浪二丁目、富士見町、LG富士見町、 常盤町、緑が浜、汐見台、出口町、 ひばりが丘、美住町				
	12)	浜須賀	三が丘、菱沼南部、菱沼海岸緑、平和町、松浜、浜須賀、 浜須賀住宅、翠松会、菱沼海岸、松涛会、松が丘ハイツ、 オーベル茅ヶ崎ラチエン通り				
	13)	小出	堤上、堤下、下寺尾、行谷、芹沢西部、芹沢久組、 芹沢中部、芹沢東部、二本松、八王子原、芹沢ひかりが丘、 芹沢清水台、湘南ライフタウンB地区茅ヶ崎、 湘南ライフタウンF地区茅ヶ崎、芹沢細谷紺谷村 湘南ライフタウン羽根沢第一住宅、やよい会、				

# 成年後見制度に関する資料

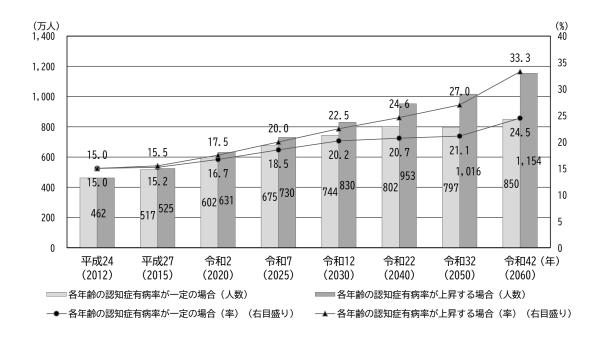
#### (1)国の統計調査等

#### ①国内における人口の状況及び推計



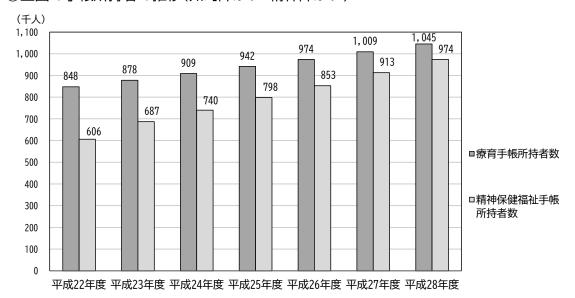
- 資料:棒グラフと実線の高齢化率については、2015年までは総務省「国勢調査」、2018年は総務省「人口推計」(平成30年10月1日確定値)、 2020年以降は国立社会保障、人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」の出生中位・死亡中位家庭による推計結果。
- (注1) 2018年以降の年齢階級別人口は、総務省統計局「平成27年国勢調査 年齢・国籍不詳をあん分した人口(参考表)」による年齢不詳をあん分した人口に基づいて算出されていることから、年齢不詳は存在しない、なお、1950年~2015年の高齢化率の算出には分母から年齢不詳を除いている。
- (注2) 年齢別の結果からは、沖縄県の昭和25年70歳以上の外国人136人(男55人、女81人)及び昭和30年70歳以上23,328人(男8,090人、女15,238人)を除いている。
- (注3) 将来人口推計とは、基準時点までに得られた人口学的データに基づき、それまでの傾向、趨勢を将来に向けて投影するものである。基準時点以降の構造的な変化等により、推計以降に得られる実績や新たな将来推計との間には乖離が生じうるものであり、将来推計人口はこのような実績等を踏まえて定期的に見直すこととしている。

# ②国内における認知症の高齢者の人口と有病率の推計



資料:日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成26年度 厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学 二宮教授)より作成

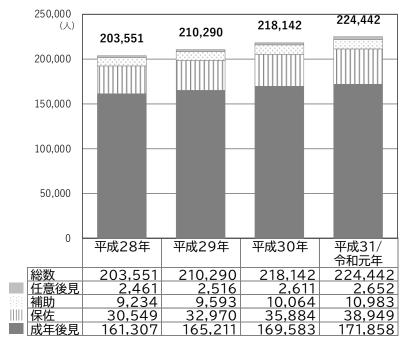
#### ③全国の手帳所持者の推移(知的障がい・精神障がい)



資料:厚生労働省 福祉行政報告例、衛生行政報告例から引用

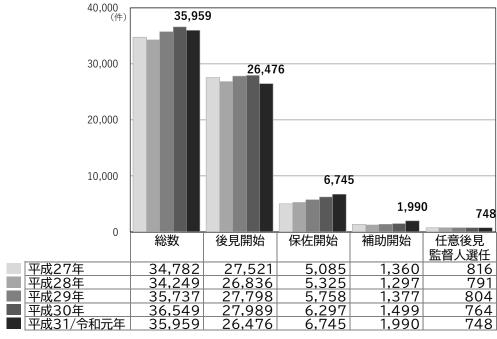
### (2)横浜家庭裁判所の統計等

#### ①成年後見制度の利用者数の推移(全国)



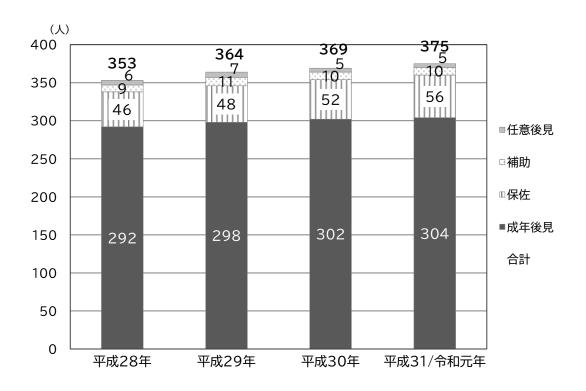
資料:最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」(横浜家庭裁判所提供)

#### ②過去5年における申立件数の推移(全国)



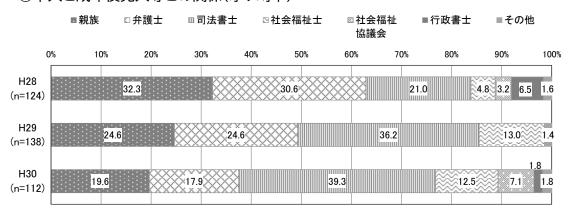
資料:最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」(横浜家庭裁判所提供)

# ③成年後見制度の利用者数の推移(茅ヶ崎市)



資料:各年12月末日時点の横浜家庭裁判所からの提供データ

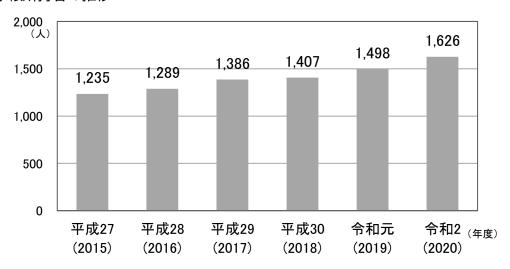
#### ③本人と成年後見人等との関係(茅ヶ崎市)



資料:各年12月末日時点の横浜家庭裁判所からの提供データ

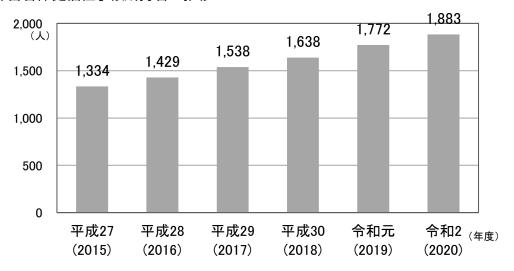
### (3)茅ヶ崎市の関係機関における統計等

# ①療育手帳所持者の推移



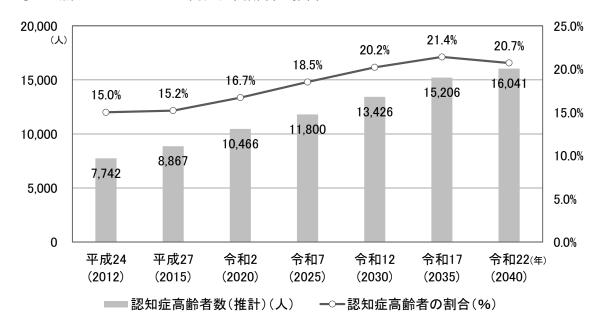
資料:茅ヶ崎市障害福祉課

# ②精神障害者保健福祉手帳所持者の推移



資料:茅ヶ崎市障害福祉課

### ③65歳以上人口における認知症高齢者の推計



資料:日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学 二宮教授)の認知症率有病率をもとに茅ヶ崎市統計年報による推計人口(平成24年推計)から算出

#### (4) 茅ヶ崎市における成年後見制度利用促進のための施策等

### ①市長申立て件数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
高齢	3 件	8件	7件	13 件	12 件
障がい	1件	1件	2 件	6件	1 件*

※4 件は令和 2 年度に継続

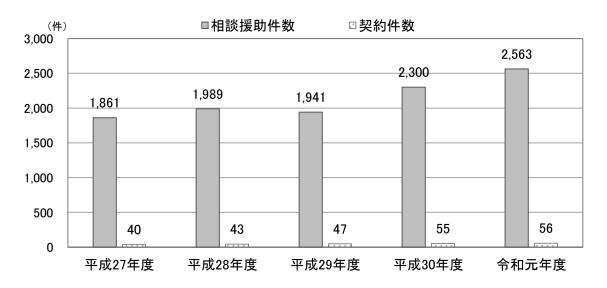
資料:茅ヶ崎市高齢福祉介護課・障害福祉課

# ②成年後見人等の助成事業

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
高齢	4件	6件	6件	8件	4件
障がい	1件	1件	1件	3件	3件

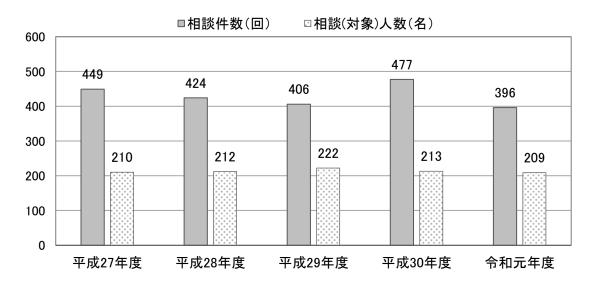
資料:茅ヶ崎市高齢福祉介護課・障害福祉課

# ③「あんしんセンター」で対応した相談援助件数と実績



資料:茅ヶ崎市社会福祉協議会

# ④成年後見支援センターの対応状況



資料:茅ヶ崎市成年後見支援センター

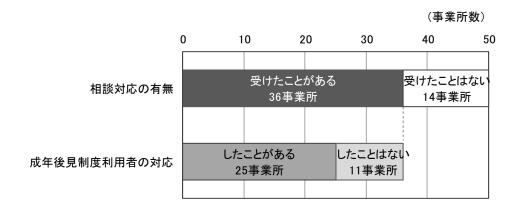
# (5)成年後見制度に関する実態把握調査

市内の福祉関連事業所を対象に、成年後見制度へのかかわり方や認知度、相談内容など、市内事業所における制度の現状について把握することを目的としてアンケート調査を実施しました。

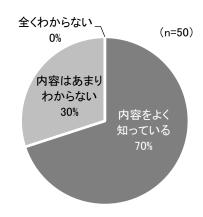
配布数:216 回収数:50

調査期間:令和元年 12 月~令和 2 年3月

# ①事業所における成年後見制度の相談と制度利用者への対応状況



#### ②事業所における成年後見制度の相談と制度利用者への対応状況



# (6)報酬の目安

家庭裁判所は、成年後見人等と本人の資力とその他の事情によって、本人の財産の中から相当な報酬を成年後見人等に与えることができるとしています。報酬額は定められていませんが、成年後見人等と本人にとって、適正妥当な金額を家庭裁判所が決定されます。

専門職が選任された場合の標準的な報酬額の目安は、次のとおり公表されています。

基本報酬	2万円/月額	通常の後見事務を行った場合	
	3万円~6万円/月額	管理財産額が 1,000 万円を超える場合	
付加報酬	基本報酬の 50%以内	訴訟、遺産分割、不動産の売却等の身上保護等	
		に特別な行為をした場合	

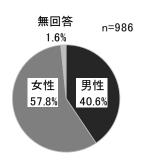
# 地域福祉推進のためのアンケート調査



# 1. 基本属性

# (1)性別

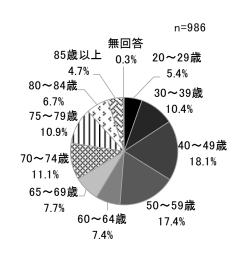
# 問Ⅰ あなたの性別をお答えください。[○はⅠつ]



回答者の性別は、「男性」が 40.6%、「女性」が 57.8%となっている。

# (2)年齢

# 問2 あなたの令和元(2019)年 10月 15日現在の年齢をお答えください。[○は1つ]

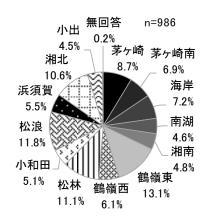


回答者の年齢は、70歳代(「70~74歳」|1.1%、「75~79歳」|0.9%)の割合が最も高く、次いで「40~49歳」が 18.1%、「50~59歳」が |7.4%などとなっている。

65歳以上が4割強を占めている。

# (3)居住地区

#### 問3 あなたが現在お住まいの地区はどちらですか。[〇は1つ]



回答者の居住地区の構成は、「鶴嶺東」が |3.|%で最も高く、次いで「松浪」が ||.8%、「松林」が||.|%などとなっている。

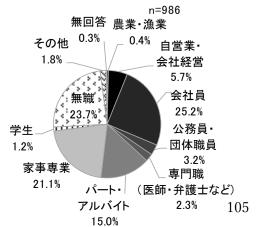
# ◆地区の区分

	地	区		町丁名
茅	ケ峭	奇 地	区	茅ヶ崎・元町・新栄町・本村・十間坂
茅	ケ崎	南地	区	若松町·幸町·共恵·中海岸
海	岸	地	区	東海岸北·東海岸南
南	湖	地	区	南湖
湘	南	地	区	中島·松尾·柳島·柳島海岸·浜見平
鶴	嶺	東 地	区	下町屋·浜之郷·矢畑·円蔵·西久保
鶴	嶺	西 地	区	今宿·平太夫新田·萩園
松	林	地	区	赤羽根·高田·室田·菱沼·松林
小	和日	田 地	区	小桜町·小和田·代官町·本宿町·赤松町
松	浪	地	区	浜竹・松浪・出口町・ひばりが丘・美住町・常盤町・富士見町・汐見台・緑が浜
浜	須貧	賀 地	区	旭が丘・松が丘・平和町・菱沼海岸・浜須賀・白浜町
湘	北	地	区	鶴が台・松風台・香川・みずき・甘沼
小	出	地	区	堤·芹沢·行谷·下寺尾

※上記の地区名・町名別地区区分は、アンケートに回答いただくための区分として掲載したものであり、自治会の区分とは一致しない地域が一部あります。

# (4)職業

#### 問4 あなたの職業は次のうちどれですか。[○は主なもの1つ]



回答者の職業は「会社員」が 25.2%で最も 高く、次いで「無職」が 23.7%、「家事専業」 21.1%などとなっている。

# (5)同居家族の有無

# 問5 あなたと同居しているご家族はいますか。[〇は1つ]



回答者の同居家族について、「いる」が 89.7%で、「いない」が 10.1%となっている。

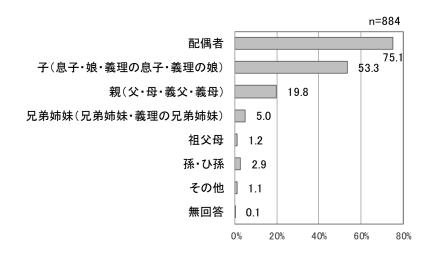
# (6)同居している家族

<同居家族あり>

問5−2 あなたと同居されているご家族をお答えください。[○はいくつでも]

同居家族がいる回答者に対して、同居家族の続柄をたずねた。

「配偶者」が 75.1%で最も高く、次いで「子(息子・娘・義理の息子・義理の娘)」が 53.3%、「親 (父・母・義父・義母)」が 19.8%などとなっている。



# ۰

# 2. 地域での交流について

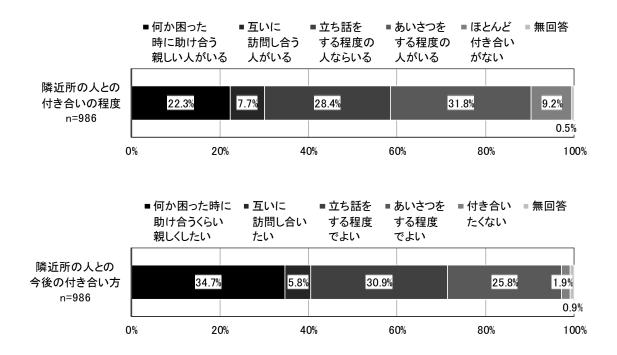
# (1)隣近所の人との付き合い

問6 あなたは普段、隣近所の人とどの程度お付き合いをしていますか。[〇は1つ] 問7 あなたは今後、隣近所の人とどのようにお付き合いをしたいと思いますか。 「〇は1つ]

現在の近所付き合いの程度は、「あいさつをする程度の人がいる」が 31.8%で最も高く、次いで「立ち話をする程度の人ならいる」が 28.4%、「何か困った時に助け合う親しい人がいる」が 22.3%となっている。「ほとんど付き合いがない」も 1 割弱を占めている。

今後の付き合い方としては、「何か困った時に助け合うくらい親しくしたい」が 34.7%で最も高く、次いで「立ち話をする程度でよい」が 30.9%、「あいさつをする程度でよい」が 25.8%となっている。

今後の付き合い方のほうが、現在の付き合いの程度よりも、隣近所の人と助け合うくらい親しい関係を望む人の割合が高くなっている。



# (2)地域内で気軽に顔を出せる場所の有無

問8 あなたは、地域の人とお茶を飲んだり、話をしたりする場やサークル活動など、地区内で気軽に顔を出せる場所がありますか。[○は1つ]



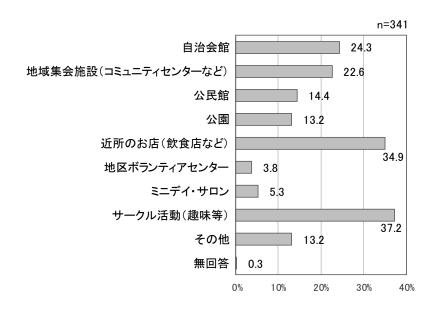
地域内で気軽に顔を出せる場所は、「ある」が 34.6%、「ない」が 64.3%となっている。

# (3)地域内で気軽に顔を出せる場所

<地域内で気軽に顔を出せる場所あり>

問8-2 それはどこですか。[○はいくつでも]

地域内で気軽に顔を出せる場所がある回答者に対して、どのような場所かたずねた。「サークル活動(趣味等)」が 37.2%で最も高く、次いで「近所のお店(飲食店など)」が 34.9%となっている。「自治会館」(24.3%)、「地域集会施設(コミュニティセンターなど)」(22.6%)も比較的高くなっている。

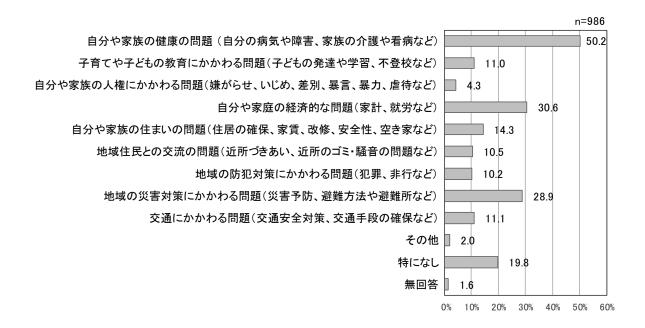


# (4)日頃の悩みや不安

問9 あなたは、日頃どのようなことに悩んだり、不安を感じたりしていますか。 [〇はいくつでも]

日頃の悩みや不安としては、「自分や家族の健康問題(自分の病気や障害、家族の介護や看病など)」が50.2%で最も高く、次いで「自分や家庭の経済的な問題(家計、就労など)」が30.6%、「地域の災害対策にかかわる問題(災害予防、避難方法や避難所など)」が28.9%などとなっている。

「特になし」も2割弱を占めている。

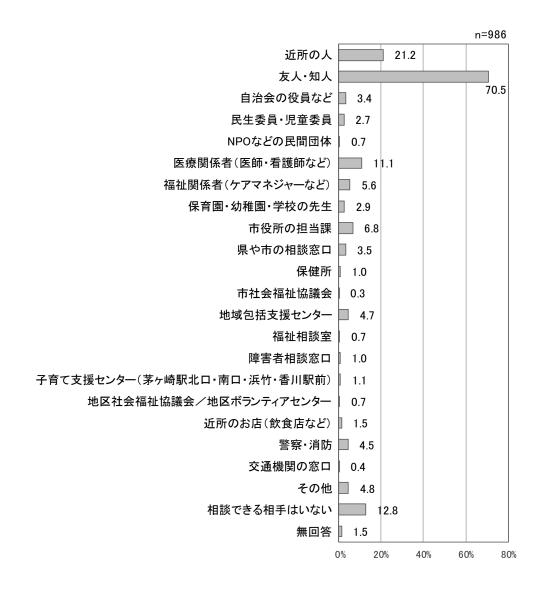


# (5)困ったことがあったり、不安を感じたときの家族以外の相談相手

問10 あなたは困ったことがあったり、不安を感じたときに、家族以外に相談できる相手はいますか。[〇はいくつでも]

困ったことがあったり、不安を感じたときの家族以外の相談相手については、「友人・知人」が 70.5%で特に高く、次いで「近所の人」が 21.2%で比較的高くなっている。

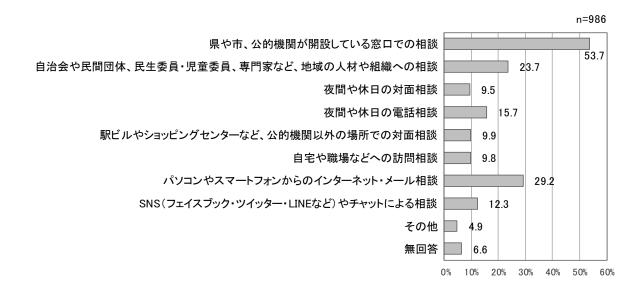
「相談できる相手はいない」も | 割強を占めている。



# (6)悩みや不安についての希望する相談方法

問II あなたは悩みや不安について、どのような方法で相談できるとよいと思いますか。[○ は 3 つまで]

悩みや不安についての希望する相談方法としては、「県や市、公的機関が開設している窓口での相談」が53.7%で最も高く、次いで「パソコンやスマートフォンからのインターネット・メール相談」が29.2%、「自治会や民間団体、民生委員・児童委員、専門家など、地域の人材や組織への相談」が23.7%などとなっている。



# (7)隣近所で、行政や地域の支援が必要だと感じる人の有無

問 | 2 あなたの隣近所に、困りごとを抱えていて、行政や地域の支援が必要だと感じる人はいますか。 [○は | つ]



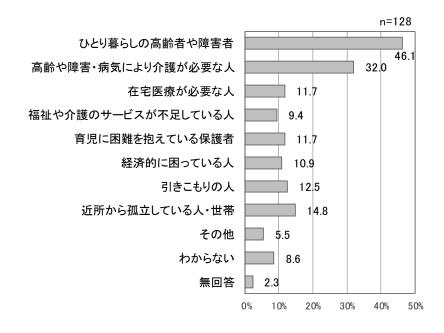
隣近所で、行政や地域の支援が必要だと感じる人について、「いる」が 13.0%、「いない」 が 84.3%となっている。

# (8)隣近所で、行政や地域の支援が必要だと感じる人

<隣近所で、行政や地域の支援が必要だと感じる人あり>問12-2 それはどのような人ですか。[〇はいくつでも]

隣近所で、行政や地域の支援が必要だと感じる人がいる回答者に対して、どのような人なのかたずねた。

「ひとり暮らしの高齢者や障害者」が 46.1%で最も高く、次いで「高齢や障害・病気により介護が必要な人」が 32.0%などとなっている。





# 3. 地域福祉活動について

# (1)団体・組織等の認知度

問 | 3-| 地域福祉活動にかかわる以下の団体・組織等について、ご自身にあてはまるものをお答えください。[それぞれ○はひとつ]

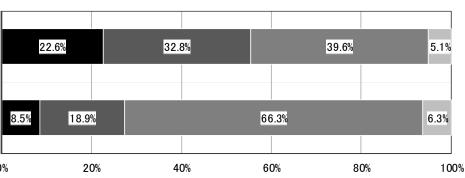
地域福祉活動にかかわる団体・組織等の認知度をたずねた。

「地区社会福祉協議会(地区社協)」について、「活動内容を知っている」と回答した人の割合は 22.6%であり「名前を聞いたことはある」(32.8%)と合わせて、認知率は過半数となっている。

「まちぢから協議会」では、「活動内容を知っている」は8.5%であり、「名前を聞いたことはある」(18.9%)と合わせて、認知率は3割弱となっている。

■活動内容を知っている ■名前を聞いたことはある ■知らない ■無回答



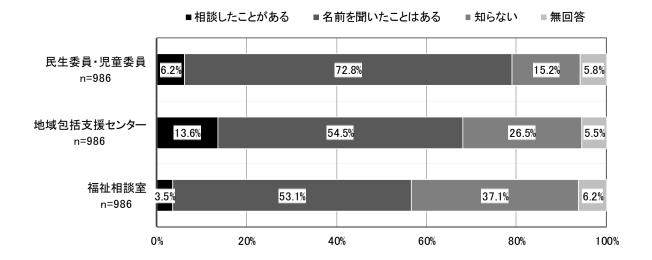


# ◆組織等

団体·組織等	活動内容
地区社会 福祉協議会 (地区社協)	自治会や福祉関係者、地域住民などが協力して地域福祉を推進するための組織です。 福祉まつりやミニデイ・サロン活動、地区ボランティアセンター活動などの取り組みを行っています。
まちぢから 協議会	地域で活動している各種団体をはじめ、その地域に関わりのある方々によって構成され、自分の地域をより良くしていくための話し合いが行われる場です。 団体に属していなくても公募委員や部会参加などを通して参加できます。

「民生委員・児童委員」、「地域包括支援センター」、「福祉相談室」の認知率(「相談したことがある」・「名前を聞いたことはある」の合計)は、「民生委員・児童委員」が最も高く8割弱に及んでいる。

「相談したことがある」の割合は、「地域包括支援センター」が | 3.6%で最も高く、「民生員・児童委員」は 6.2%、「福祉相談室」は 3.5%となっている。



◆窓口等

団体·組織等	活動内容
民生委員・ 児童委員	地域の身近な相談役です。 高齢者、子育て中の方、障害のある方、生活にお困りの方などの相談に親身に応 じ、行政や福祉機関のサービスを紹介したり、担当機関につないだりするパイプ役 も担います。
地域包括 支援センター	介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護 予防マネジメント等を総合的に行う機関です。 茅ヶ崎市内 13 か所に設置されています。
福祉相談室	すべての地域住民からの保健・医療・福祉に関する、分野にとらわれない各種相談に応じる身近な地域の総合相談窓口です。 地域包括支援センター内に設置されています。

# (2)活動拠点の認知度

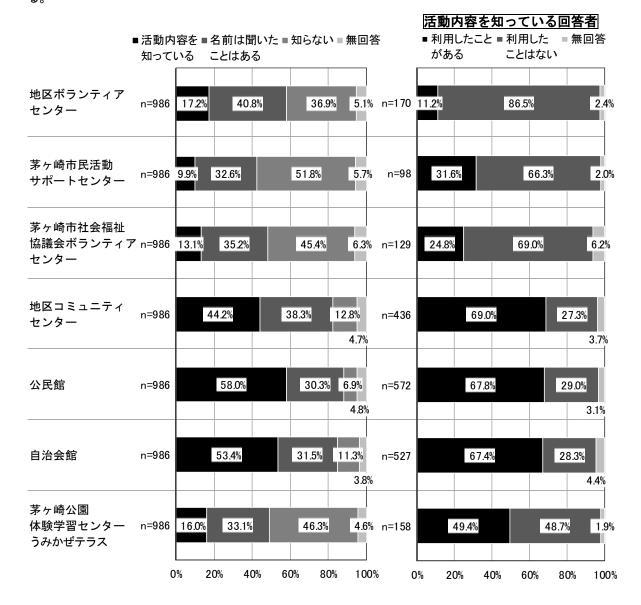
問13-2 地域福祉活動・地域のボランティア活動にかかわる以下の拠点において、ご自身 にあてはまるものをお答えください。[それぞれ○はひとつ]

地域福祉活動・地域のボランティア活動の各拠点の認知度をたずねた。

認知率(「活動内容を知っている」・「名前を聞いたことはある」の合計)は、「公民館」、「自治会館」、「地区コミュニティセンター」が8割超で、特に高くなっている。

「活動内容を知っている」の割合では、「公民館」(58.0%)、「自治会館」(53.4%)、「地区コミュニティセンター」(44.2%)が特に高くなっている。

拠点ごとに「活動内容を知っている」と答えた回答者に対して、利用経験をたずねた。 「地区コミュニティセンター」(69.0%)、「公民館」(67.8%)、「自治会館」(67.4%)では高いも のの、「地区ボランティアセンター」(11.2%)など、利用したことがある人の割合が低い拠点もあ る。

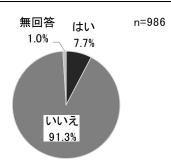


# ◆地域福祉活動・地域のボランティア活動の拠点

拠点	参考説明
地区	地域住民の日常の「ちょっとした困りごと」の相談に応じる、地域の助け合い活動の窓口です。
ボランティアセンター	支援の担い手となるのも、同じ地域に住む住民のボランティアです。茅ヶ崎市内の 13 地区全てに設置されています。
茅ヶ崎市民活動 サポートセンター	2002 年に設置され、市民活動団体やボランティアなど、営利を目的とせず公益的な活動を行っている人達や、これから活動しようと考えている人達を支援します。(主な活動:場の提供/情報の収集・提供/相談・コーディネート/人材の育成・交流促進/連携・協働の推進)
茅ヶ崎市社会福祉協議会	市社会福祉協議会内のボランティアに関する相談窓口です。活動したい人・協力を必要とする人等から相談を受け、調整を行います。
ボランティアセンター	また、ボランティア活動の普及や支援のため、情報提供や講座・研修の開催、ボランティア保険の加入などにも対応しています。
地区	市民がどなたでも利用できる多目的施設で、各地域のコミュニティ活動や情報発信の拠点として利用されています。
コミュニティセンター	多目的室、会議室、学習室、調理室など、目的に応じて利用いただけます。市内 II か所に設置しています。
公民館	地域住民の学習・スポーツ・文化・創作・地域活動等の学校以外の教育を推進する施設です。学習相談や学習情報の提供を受けることもできます。また、各種団体の活動の場として利用できます。また、市内 5 か所に設置しています。
自治会館	住民の方達が生活する地域を基盤とする自治会の集会所です。 町内会・自治会などの住民団体の集会や、住民の方同士のふれ あいの場、活動の場、学習の場などとして利用できる施設です。
茅ヶ崎公園体験学習センター	海岸青少年会館と福祉会館を複合化により再整備し、平成 31年   月にオープンしました。
うみかぜテラス	茅ヶ崎公園が持つ「みどり」や「海」といった風光明媚な環境を生かした様々な学びや体験を通じて、子どもから高齢者まであらゆる世代が交流できる施設を目指します。

# (3)地域のボランティア活動への参加の有無

問 | 4 あなたは現在、地域のボランティア活動 (地域のちょっとした助け合い活動も含む) に参加していますか。 [○は | つ]



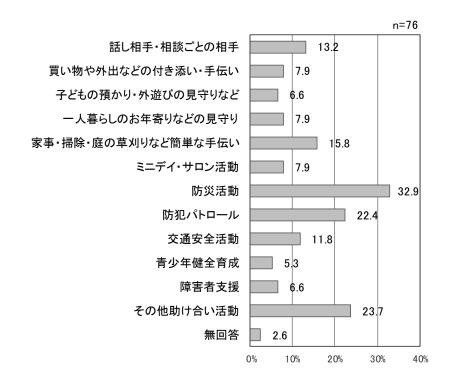
地域のボランティア活動への参加について、「はい」が 7.7%で、「いいえ」が 91.3%となっている。

# (4)参加している地域のボランティア活動

<現在地域のボランティア活動に参加>

問14-2 それはどのような活動ですか。[○はいくつでも]

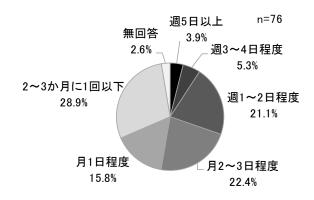
現在、地域のボランティア活動に参加している回答者に対して、具体的に活動内容をたずねた。 「防災活動」が32.9%で最も高く、「その他助け合い活動」(23.7%)、「防犯パトロール」 (22.4%)などとなっている。



# (5)地域のボランティア活動の頻度

<現在地域のボランティア活動に参加>

問Ⅰ4−3 あなたはどのくらいの頻度で地域のボランティア活動をしていますか。[○はⅠつ]



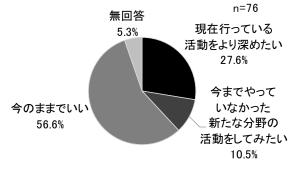
現在、地域のボランティア活動に参加している回答者に対して、活動頻度をたずねた。

「2~3 か月に | 回以下」が 28.9%で最 も高く、次いで「月 2~3 日程度」が 22.4%、 「週 1~2 日程度」が 21.1%などとなってい る。

# (6)自分のしているボランティア活動に対する考え

<現在地域のボランティア活動に参加>

問 | 4-4 あなたは、自分のしているボランティア活動について、どのようにお考えですか。 「〇は I つ ]



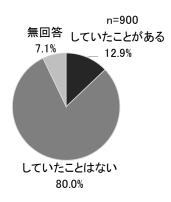
現在、地域のボランティア活動に参加している回答者に対して、現在の活動について今後 どのように考えているか、たずねた。

「今のままでいい」が 56.6%で最も高く、次 いで「現在行っている活動をより深めたい」が 27.6%、「今までやっていなかった新たな分 野の活動をしてみたい」が 10.5%となっている。

# (7) 過去に地域のボランティア活動への参加の有無

<現在地域のボランティア活動に不参加>

問15 あなたは、過去に地域のボランティア活動(地域のちょっとした助け合い活動も含む) をしていたことはありますか。[〇は1つ]



現在、地域のボランティア活動に参加していない回答者に対して、過去に地域のボランティア活動に参加した経験の有無をたずねた。「していたことがある」は 12.9%で、「していたことはない」が 80.0%を占めている。

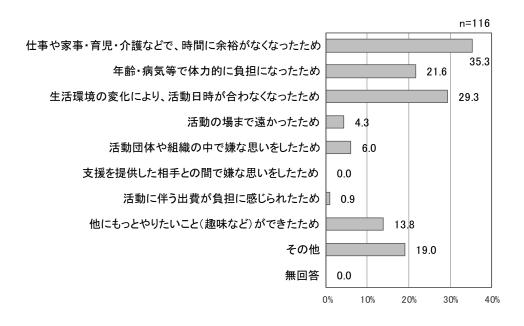
# (8)地域のボランティア活動を辞めた理由

<過去に地域のボランティア活動に参加かつ現在は不参加>

問15-2 あなたが地域のボランティア活動を辞めた理由をお答えください。[○はいくつでも]

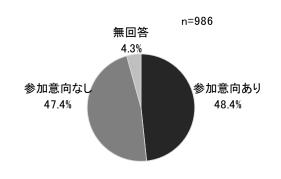
過去に地域のボランティア活動に参加かつ現在は不参加の回答者に対して、地域のボランティア活動を辞めた理由をたずねた。

「仕事や家事・育児・介護などで、時間に余裕がなくなったため」が 35.3%で最も高く、次いで「生活環境の変化により、活動日時が合わなくなったため」が 29.3%などとなっている。



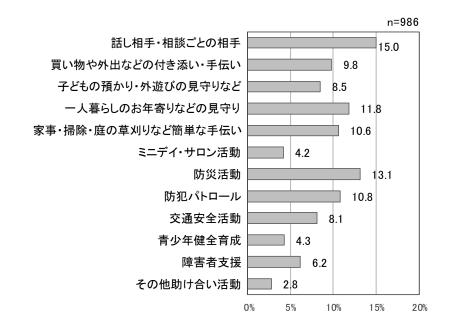
# (9)今後、参加してみたいと思う地域のボランティア活動

問16 あなたは今後、どのような地域のボランティア活動 (地域のちょっとした助け合い活動も含む) に参加してみたいと思いますか。[〇はいくつでも]



今後、参加してみたいと思う地域のボランティア活動としては、「参加意向あり」が48.4%、「参加意向なし」が47.4%となっている。

参加してみたい地域のボランティア活動としては、「話し相手・相談ごとの相手」が 15.0% で最も高く、次いで「防災活動」が 13.1%、「一人暮らしのお年寄りなどの見守り」が 11.8%などとなっている。



# (10)地域のボランティア活動に参加したいと思わない理由

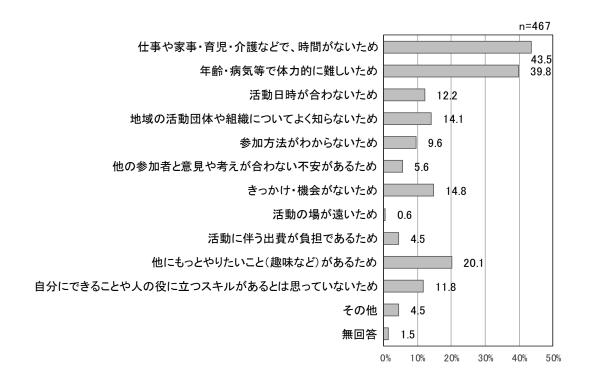
<今後、地域のボランティア活動に参加意向なし>

問16-2 あなたが地域のボランティア活動に参加したいと思わない理由をお答えください。 [○はいくつでも]

今後、地域のボランティア活動に参加意向なしの回答者に対して、参加したいと思わない理由を たずねた。

「仕事や家事・育児・介護などで、時間がないため」が 43.5%で最も高く、次いで「年齢・病気等で体力的に難しいため」が 39.8%となっている。

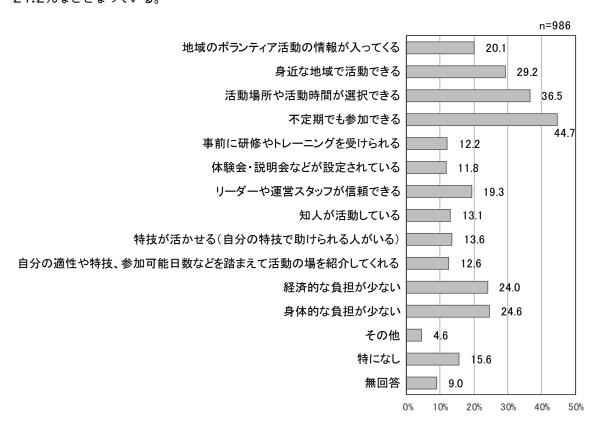
「他にもっとやりたいこと(趣味など)があるため」も20.1%で比較的高くなっている。



# (11)地域のボランティア活動に参加する条件

問17 あなたはどのような条件が合えば、地域のボランティア活動に参加するようになると思いますか。[〇はいくつでも]

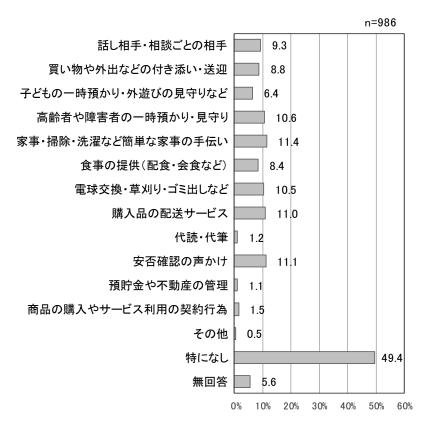
地域のボランティア活動に参加する条件としては、「不定期でも参加できる」が 44.7%で最も高く、次いで「活動場所や活動時間が選択できる」が 36.5%、「身近な地域で活動できる」が 29.2%などとなっている。



# (12)受けたいと思う支援

問18 あなたは現在もしくは近い将来、どのような支援を受けたいですか。 [○はいくつでも]

現在もしくは近い将来に受けたい支援について、「特になし」が 49.4%で最も高くなっているが、 具体的な支援の中では、「家事・掃除・洗濯など簡単な家事の手伝い」が 11.4%、「安否確認の 声かけ」が 11.1%などとなっている。





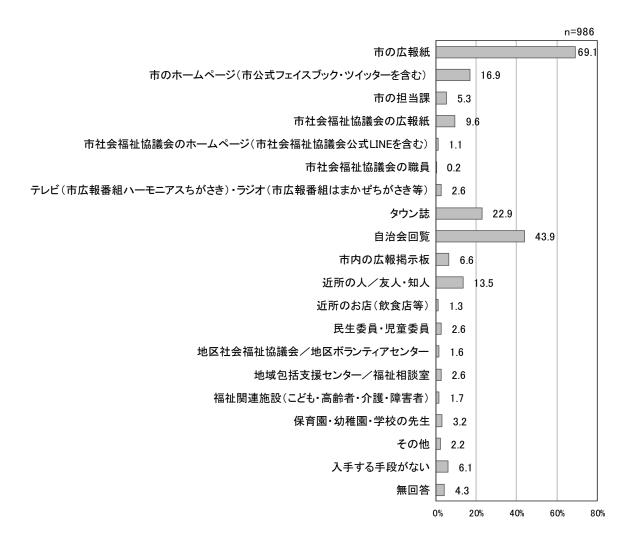
# 4. 福祉に関する情報について

# (1)市内の福祉情報の入手源

問19 市内の福祉情報 (例えば、ボランティア・介護・子育て・障害・生活支援・国民健康保険など) を主にどこから入手していますか。 [○はいくつでも]

市内の福祉情報の入手源は、「市の広報紙」が 69.1%で最も高く、次いで「自治会回覧」が 43.9%、「タウン誌」 22.9%などとなっている。

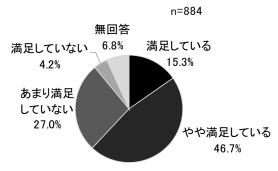
「入手する手段がない」は 6.1%となっている。



# (2)市内の福祉情報の満足度

<市内の福祉情報を入手>

問19-2 日頃入手している市内の福祉情報について、どのように感じていますか。[○は1 つ]



日頃、市内の福祉情報を入手している回答 者に対して、日頃入手している市内の福祉情 報の満足度をたずねた。

「やや満足している」が 46.7%で最も高く、 「満足している」(15.3%)と合わせて、6 割 やや満足している 以上は《満足》となっている。

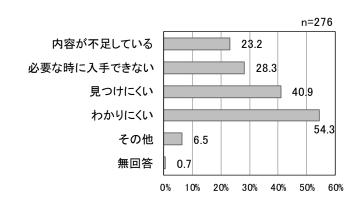
他方、《満足していない》(「あまり満足していない」(27.0%)・「満足していない」(4.2%))も3割強を占めている。

# (3)市内の福祉情報に満足していない理由

<市内の福祉情報を入手かつ不満あり>

問19-3 市内の福祉情報の入手について、満足していない理由は何ですか。[○はいくつでも]

日頃入手している市内の福祉情報に満足していない回答者に対して、理由をたずねた。 「わかりにくい」が 54.3%で最も高く、次いで「見つけにくい」が 40.9%などとなっている。

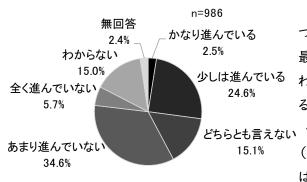




# 5. バリアフリー化について

# (1)市内の道路や公共施設のバリアフリー化に対する考え

問20 市では、市内の道路や公共施設などについて、段差の解消やエレベーターの設置な ど、バリアフリー化を進めています。あなたは、市内の道路や公共施設のバリアフリー 化が進んでいると感じますか。[〇は1つ]

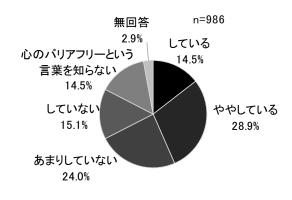


市内の道路や公共施設のバリアフリー化について、「あまり進んでいない」が 34.6%が最も高く、「全く進んでいない」(5.7%)と合わせて《進んでいない》が 4 割強を占めている。

だちらとも言えない 他方、《進んでいる》(「かなり進んでいる」 15.1% (2.5%)・「少しは進んでいる」(24.6%)) は3割弱となっている。

# (2)心のバリアフリーを意識した行動

問21 あなたは日頃、心のバリアフリーを意識して行動していますか。「○は1つ]



日頃、心のバリアフリーを意識して行動しているかについて、「ややしている」が 28.9%で最も高く、「している」(14.5%)と合わせて《意識している》が 4 割強を占めている。

他方、《意識していない》(「あまりしていない」 (24.0%)・「していない」(15.1%))も 4 割 弱を占めている。

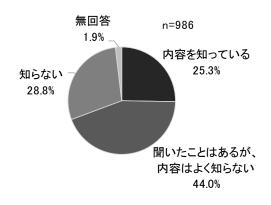
#### \*心のバリアフリー:

道路や建物をバリアフリー化するだけでなく、市民一人ひとりが高齢者、障害者等の移動や施設利用 に制約のある方の困難を自らの問題として意識し、バリアをなくそうとすること (茅ヶ崎市バリアフリー 基本構想より抜粋)

# 6. 成年後見制度について

# (1)成年後見制度の認知度

問22 あなたは成年後見制度をご存知ですか。[○は1つ]



成年後見制度については、「聞いたことはあるが、内容はよく知らない」が 44.0%で最も高く、「内容を知っている」(25.3%)と合わせて、7割弱が制度を認知している。

他方、「知らない」も 28.8%を占めている。

# (2)成年後見制度を知った情報媒体

<成年後見制度を認知>

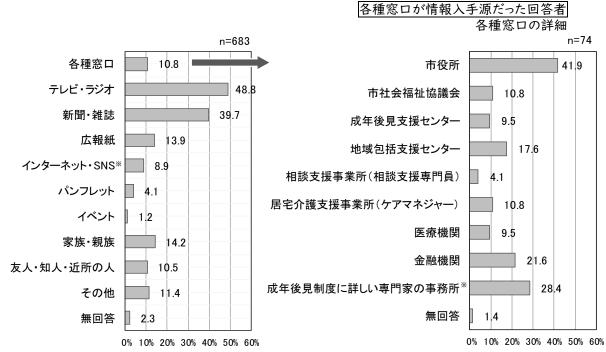
問22-2 成年後見制度について何で知りましたか。[○はいくつでも]

成年後見制度を認知している回答者に対して、成年後見制度を知った情報媒体をたずねた。

「テレビ・ラジオ」が 48.8%で最も高く、次いで「新聞・雑誌」が 39.7%となっている。

また、各種窓口が情報入手源だった回答者に窓口を詳しくたずねた。

「市役所」が 41.9%で最も高く、次いで「成年後見制度に詳しい専門家の事務所」が 28.4%、「金融機関」が 21.6%などとなっている。



※インターネット・SNS:フェイスブック・ツイッター・ LINE など ※成年後見制度に詳しい専門家の事務所:弁護士・司法書士・行政書士・社会福祉士・税理士・精神保健福祉士

# (3)成年後見制度に対する考え

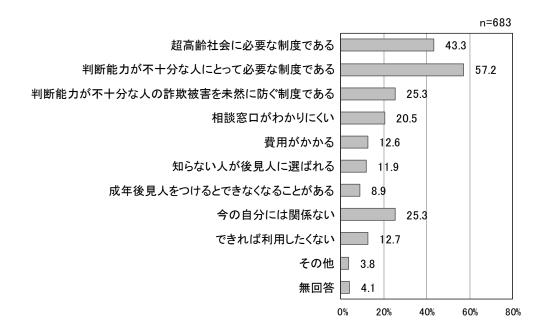
<成年後見制度を認知>

問22-3 成年後見制度について、あなたのお考えにあてはまるものをお答えください。[○ はいくつでも]

成年後見制度を認知している人に、制度に対する考えをたずねた。

成年後見制度に対する考えについて、「判断能力が不十分な人にとって必要な制度である」が 57.2%で最も高く、「超高齢社会に必要な制度である」が 43.3%、「判断能力が不十分な人の詐欺被害を未然に防ぐ制度である」が 25.3%などとなっている。

他方、「今の自分には関係ない」も25.3%となっている。



# (4)相談窓口の認知度

問23 以下の相談窓口について、それぞれあてはまるものをお答えください。[それぞれ〇は ひとつ]

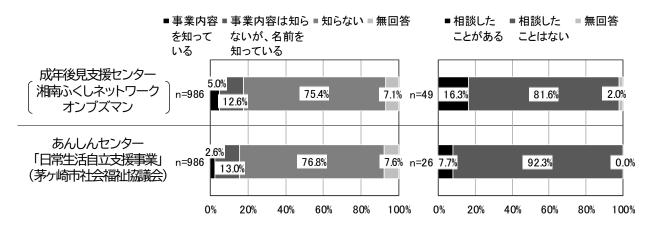
成年後見制度に関する相談窓口の認知率(「事業内容を知っている」・「事業内容は知らないが、名前を知っている」の合計)は、「成年後見支援センター(湘南ふくしネットワークオンブズマン)」、「あんしんセンター「日常生活自立支援事業」(茅ヶ崎市社会福祉協議会)」いずれも2割弱となっている。

「事業内容を知っている」の割合は、「成年後見支援センター(湘南ふくしネットワークオンブズマン)」が 5.0%、「あんしんセンター「日常生活自立支援事業」(茅ヶ崎市社会福祉協議会)」が 2.6%となっている。

各窓口の事業内容を知っている回答者に、相談経験の有無をたずねた。

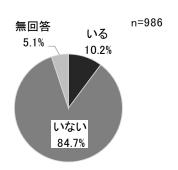
「相談したことがある」の割合は、「成年後見支援センター(湘南ふくしネットワークオンブズマン)」が 16.3%、「あんしんセンター「日常生活自立支援事業」(茅ヶ崎市社会福祉協議会)」が 7.7% となっている。

#### 事業内容を知っている回答者



# (5)隣近所で、判断能力が十分でないと感じる人の有無

問24 あなたの隣近所に、判断能力が十分でないと感じる人はいますか。[〇は1つ]



隣近所で、判断が十分でないと感じる人については、「いる」が 10.2%、「いない」が 84.7%となっている。

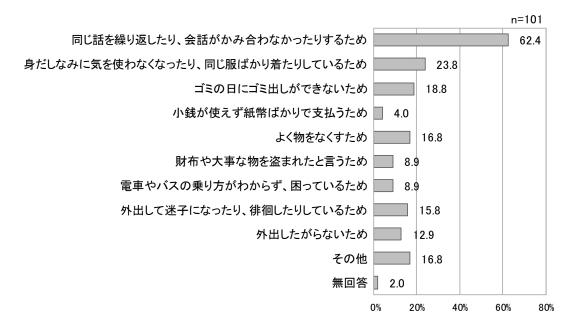
# (6)判断能力が十分でないと感じた理由

<隣近所で判断が十分でないと感じる人あり>

問24-2 判断能力が十分でないと感じたのは、どうしてですか。[○はいくつでも]

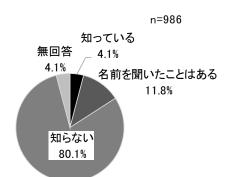
隣近所で判断能力が十分でないと感じる人がいる回答者に対して、そのように感じた理由をたず ねた。

「同じ話を繰り返したり、会話がかみ合わなかったりするため」が 62.4%で最も高く、次いで「身だしなみに気を使わなくなったり、同じ服ばかり着たりしているため」が 23.8%となっている。



# (7)市民後見人の認知度

#### 問25 あなたは市民後見人をご存知ですか。[〇は1つ]



市民後見人について、「知らない」が80.1%を占めている。

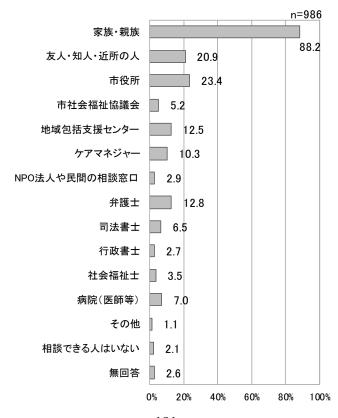
「知っている」は 4.1%であり、「名前を聞いたことはある」(11.8%)と合わせて、認知率は 15.9%となっている。

# (8)病気や加齢により、判断能力が低下したときに相談したいと思う相手

問26 もしもあなたが病気や加齢により、判断能力が低下し、預貯金や不動産の管理、家族の世話、購入したりサービスを利用する契約行為に不安を感じたとき、誰(どこ)に相談したいと思いますか。[○はいくつでも]

病気や加齢により、判断能力が低下したときに相談したいと思う相手としては、「家族・親族」が 88.2%で特に高くなっている。

「市役所」(23.4%)、「友人・知人・近所の人」(20.9%)も比較的高くなっている。

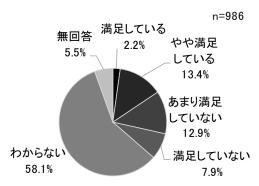




# 7. 地域福祉施策についての意見

# (1)茅ヶ崎市の福祉全般の取り組みについての満足度

問27 あなたは、茅ヶ崎市の福祉全般の取り組みについてどのように感じていますか。[〇は Iつ]



茅ヶ崎市の福祉全般の取り組みについては、「わからない」が 58.1%を占めている。

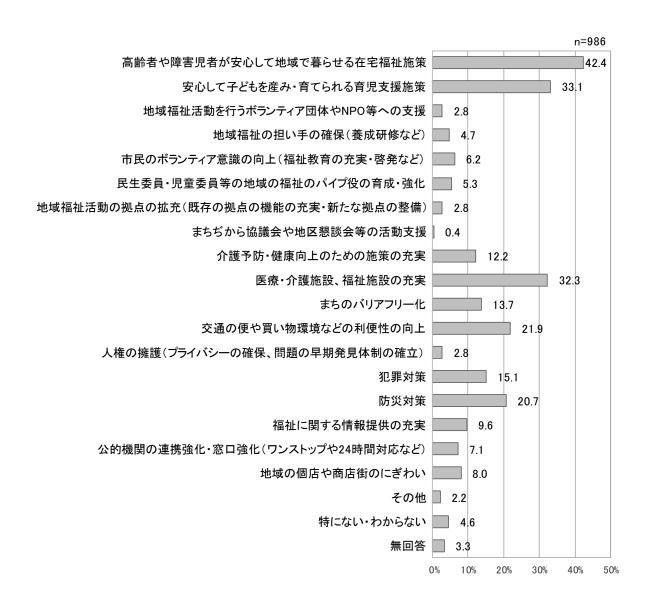
「満足している」(2.2%)と「やや満足している」(13.4%)とを合わせた《満足している》は、15.6%となっている。

12.9% 他方、「満足していない」(7.9%)と「あまり 満足していない 満足していない」(12.9%)とを合わせた《満 7.9% 足していない》は、20.8%となっている。

# (2)今後力を入れていくべき取り組み内容

問28 茅ヶ崎市がより暮らしやすいまちになるためには、どのような取り組みに力を入れていくべきだと思いますか。[〇は3つまで]

今後力を入れていくべき取り組み内容としては、「高齢者や障害児者が安心して地域で暮らせる 在宅福祉施策」が42.4%で最も高く、次いで「安心して子供を産み・育てられる育児支援施策」が 33.1%、「医療・介護施設、福祉施設の充実」が32.3%で比較的高くなっている。



# (3)自由意見

問29 身近な地域の困りごとや気になっていること、地域福祉に関するご意見・ご要望・アイデアなどがありましたら、ご自由にお書きください。

「環境整備・公共の場における問題」が 100 件で最も多く、「行政のサービスや施策への意見」 (56件)や「情報発信・広報・周知」(47件)などが多くなっている。

件数

分野	件数	割合
総数	284	100.0%
行政のサービスや施策への意見	56	19.7%
一交通手段	24	8.5%
―子ども・子育て	10	3.5%
一高齢者・介護	11	3.9%
環境整備・公共の場における問題	100	35.2%
一道路·交通関係設備等	60	21.1%
一ゴミ集積所	8	2.8%
一その他	33	11.6%
情報発信·広報·周知	47	16.5%
相談体制	10	3.5%
地域福祉活動・ボランティア	26	9.2%
つながりづくり	13	4.6%
近所付き合い・近隣の問題	8	2.8%
支援が必要な人・世帯	15	5.3%
その他	44	15.5%

<sup>※</sup>複数の分野にまたがる意見もあるため、分野ごとの件数の合計は、意見の総数より多くなります。

# 計画策定にかかる意見交換会

# (1)目的

新たな地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定するにあたり、地域の方が感じている課題 や、望むこと、地域福祉のためにできると考えていることなどを確認し、計画内容に反映するこ とを目的として実施。

# (2)意見交換会の開催方法

- ①意見交換会を開催
- ②現在地区で開催している地区懇談会を意見交換会として開催
- ③その他、地区で集まる機会(勉強会、研修会等)の中で、意見交換会を開催
- ※新型コロナウイルス感染拡大により、意見交換会が中止となった地区はアンケートを実施

# (3)参加者

自治会、地区社会福祉協議会、ボランティア関係者、地区民生委員児童委員協議会、地域 包括支援センター・福祉相談室、地域住民等192名が参加。

※アンケート回答者数は119名

## (4)実施概要

意見交換会は地区単位で開催し、グループワーク形式で意見を集めた。

あらかじめ用意した次の6つのテーマ(下枠内参照)について、「身近な地域で困っているこ と」、「こんな地区であったらいいな」、「私たちにできること」の3つの視点で、自分の住んでい る地区や市の取り組み・状況を踏まえて感じることを付せんに書き出し、意見交換を行う方法と した。

※意見交換会未実施地区のアンケートでも同様の意見を集めた。

#### 【テーマ】

ア) 周知・啓発

エ) はざ間・複合課題への取り組み

イ)担い手不足

才)連携強化

ウ) つながりづくり・居場所づくり カ) その他

# (5)実施期間

令和2年1月~4月

# 7 パブリックコメントの実施結果